

# 官報號外

明治三十一年五月二十九日 日曜日 内閣官報局

(第十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第七號)

明治三十一年五月二十八日(土曜日)午後一時十一分開議

講事日程 第七號 明治三十一年五月二十八日

午後一時開議

第一 香川縣下郡廢置法律案(政府提出)	第一 読會ノ續(委員長報告)
第二 廣島縣下郡廢置法律案(政府提出)	第一 読會ノ續(委員長報告)
第三 法例修正案(政府提出)	第一 読會ノ續(委員長報告)
第四 明治二十一年法律第十五號會計檢查院法中改正法 律案(工藤行幹君) <small>(外二名提出)</small>	第一 読會
第五 會計檢查院長官評定官懲戒法案(工藤行幹君) <small>(外二名提出)</small>	第一 読會
第六 明治二十九年法律第九十一號中改正法律案(幹君外) <small>(二名提出)</small>	第一 読會
第七 登錄稅法中改正法律案(齊藤貞輔君) <small>(外十名提出)</small>	第一 読會ノ續(委員長報告)
第八 製鹽業調查ニ關スル建議案(田邊爲三郎君) <small>(外四名提出)</small>	第一 読會
第九 代議士選舉ニ關スル心得方ヲ小學教科書ニ編入ス ルノ建議案(利光鶴松君) <small>(外四名提出)</small>	第一 読會
○副議長(元田肇君) チヨット諸君ニ申シマス、本日ハ議長ガ差支ヘマシテ 不肖ガ當席ヲ演レマス、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマスル <small>(寺田書記官朗讀)</small>	第一 読會ノ續(委員長報告)
貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如シ 不動產登記法案	
○副議長(元田肇君) チヨット諸君ニ申シマス、本日ハ議長ガ差支ヘマシテ 不肖ガ當席ヲ演レマス、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマスル <small>(寺田書記官朗讀)</small>	
恵松隆慶君ヨリ、山陰道ニ對スル政府ノ施政方針ニ關スル質問書ヲ提出セラ レタリ	
特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ	
衆議院議員選舉法改正法律案委員長	
同理事	
競賣法案委員長	
高津雅雄君	
前川彌六君	
持田直君	

明治三十年法律第三十九號中追加法律案委員長  
同理事  
特別委員左ノ通指名セリ

實業教育費國庫補助法中改正法律案委員

村上一郎君  
齊藤貞輔君

大隈英賛君  
矢土勝之君  
桑原政君

皆川四郎君

岡本松太郎君  
大矢四郎兵衛君  
秋原正夫君

佐藤伊助君

日本勸業銀行法中改正法律案委員  
田邊爲三郎君  
牧口義方君  
杉下太郎右衛門君

武藤互三君  
大塚幸兵衛君  
佐藤通代君

明治六年第二百三號布告改正法律案委員  
大津淳一郎君  
北島傳四郎君  
小田爲綱君

武藤一忠君  
福島勝太郎君  
丸山嵯峨一郎君

明治三十一年勅令第二十一號(承諾ヲ求ム件)委員  
小田虎一君  
梶野敬三君  
中川虎一君

東條喜惣治君  
大野龜三郎君  
浅田貞次郎君

秩祿整理公債法案委員  
島田三郎君  
肥塚龍君  
山陰靜夫君  
和田彦次郎君

佐々木正藏君  
深山聳君  
井上角五郎君

千葉縣茨城縣境界變更法律案委員  
四宮有信君  
中山平八郎君  
木村格之輔君

佐々木大三輪長兵衛君  
横井甚四郎君

鐵道敷設法中改正建議案委員  
坂本金彌君

右田古文君  
深尾龍三君  
有村連君

鐵道敷設法中改正建議案委員  
佐藤里治君  
富田仙助君  
坂本金彌君

佐々木高榮君  
恵松隆慶君  
河田繁穗君

鐵道敷設法中改正建議案委員  
同理事

右田古文君  
深尾龍三君  
有村連君



度ニ依リ、既定ノ年額ニ依リテハ、ナカク此工事ハ捲取ラヌニ依リテ、此既定ノ年度割ヲ變更シ、金ヲ増シ、サウシテ之ヲ速ニ完成シタノ云フコトデ、政府自ラ其案ヲ提出シタノデアル、ワレガ議會ノ協贊ヲ經テ居ルノデアル、殊ニ此當時ノ豫算委員會ノ筆記ヲ調べテ見マスルト、政府ガ提出シテ參々タ所ノ案ニ向テ、豫算委員會ニ於キマシテハ、更ニ又一年ヲ減シヤウトシテ、政府ノ同意ヲ求メタノデアル、其場合ニ其時ノ遞信次官鈴木大亮君ガ、政府委員トナラテ居ラレマシテ、政府ノ提出シタル所ノ案ハ、經濟上及工事ノ上カラ、十分ノ設計ヲ立テ、シタモノデアルカラ、是ニ同意ヲシテ、必ズ其年度内ニデカスト云フコトハ、十分ニ調ベタ上デナケレバナラヌカラ、其調査ノ時間ヲ與ヘテ貨ヒタイト云フコトニナリマシテ、日ヲ一日延バシマシテ、其上ニ鉛木又更ニ答辯ヲ致シテ、折角ノ委員會ノ御希望デゴザイマスカラ、他ノ方ノ年度ヲ延バシテ、此案ニ對シテハ、十分ニ政府ハ必ズ竣工スルダケノ見込ヲ以テ、之ニ同意ヲ致シマスルト云フコトニナラテ居ル、左様致シテ見マスルト、政府ハ勿論サウ云ハナクトモ、法律ガ既ニ極マテ、法律ノ定メタル年度内ニ法律ノ定メタル所ノ金額、是ニ依リテ政府ハ必ず是ハ竣工シナケレバナラヌ責任ヲ持テ居ル、若シ他ノ事業カラ致シマシテ、金額ニ不足ガ出テ參リマシタナラバ、此時ニハ政府ハ更ニ協贊ヲ求メナケレバナラヌ、免ニモ角ニモ此年度内ト云フ者ニ於テハ、政府ハ是非共之ヲヤリ遂グナケレバナラヌト云フ責任ヲ議會ニ對レテ持テ居ルモノデアル、然ルニ近來ノ此工事ノ有様ヲ見マスルト、如何ナル譯デアルカ、國家ノ最大急務ナル交通機關、其中デモ最モ必要ナル鐵道ノ第一期線ノ工事ト云フモノハ、殆ド休止ノ姿ニナラテ居ルモノガ澤山アル、吾ミハ曾テ斯ウ云フ風聞ヲ聞イタノデアル、唯今ノ大藏大臣ハ、消極方針ヲ採ル、ソレデアルカラ繼續事業ノ既定金額ヲモ、其年額ノ金ヲ減ラシテ、サウシテ事業ヲ縮少スル、斯ウ云フテ居ル、「官設既成鐵道改良費參百六拾萬圓ノ中カラ、六拾貳萬五千圓、ソレカラ建設費八百參拾四萬餘圓ノ中カラ、百拾貳萬圓バカリト云フモノハ、減シテ居リマス」斯ウ云フコトニ云クテ居ル、是ハ吾ミハ甚ダ了解ニ苦シム、此年度割ト云フモノハ、議會ノ協贊ヲ經テ極々タ所ノ年度割デアリマス、ヲ云フテ居ル、「官設既成鐵道改良費參百六拾萬圓ノ中カラ、六拾貳萬五千圓、ソレカラ建設費八百參拾四萬餘圓ノ中カラ、百拾貳萬圓バカリト云フモノハ、減シテ居リマス」斯ウ云フコトニ云クテ居ル、是ハ吾ミハ甚ダ了解ニ苦シム、此年度割ト云フモノハ、議會ノ協贊ヲ經テ極々タ所ノ年度割デアリマス、

議會ノ協賛ヲ與へタル所ノ既定年額ニ向シテ、政府ハ勝手ニ之ヲ増減變更スルコトノ出來ヌト云フコトハ、極マテ居ル事柄デアル、然ルニ遞信大臣ノ豫算委員會ニ於ケル答辯ヲ見マスルト、甚ダ此點ハ疑ハザルヲ得ナイ、サリナガラマサカコンナ途方モナイコトハ、スル筈ハナイカラ、吾ミハ是ハ必ズ何カノ間違デアラウカト考ヘル、遞信大臣ハ何カ戸迷ヒヲシテ居ルダラウト考ヘル、ソレハ兎ニ角別問題デゴザイマシテ、此第一線期ニ向シテ、斯ノ如キ緩慢ナルヤリ方デアレバ既ニ定マテ居ル既定年度内ニ於テ、必ズ竣工スルト云フコトハ、吾ミハ甚ダ懸念ニ堪ヘナインデアル、鐵道事業ノ如キハ、一日ヲ緩ウスレバ、國家ガ宏大ナ損害ヲ致スノデアル、ワレデアルカラ法律ガ極マテ居ル、政府ガ責任ガアルカラト云ウテ、吾ミハ安心シテ居ルコトハ出來ナイニ依マテ、本員等ハ茲ニ此質問書ヲ提出シタ次第デゴザイマス、附加ヘテ茲ニ述べテ置キタイノハ、此政府ノ答辯ニ依リマシテハ、吾ミハ更ニ又意ヲ決シタイコトガアルノアリマスカラ、一向難作モ何ニモナイ事柄デアルカラ、政府ニ於キマシテモ一日モ早ク是ニ向シテ答辯ヲ與ヘラレシコトヲ望ムノデアル

○副議長(元田肇君) 恒松隆慶君

〔恆松隆慶君演壇ニ登ル

○恆松隆慶君(百九番) 私ノ政府ニ向クテ質問書ヲ提出致シマシタ、其理由ヲ述べヤウト思ヒマスルガ、私ノ質問ハ外交問題トカ、財政問題等ノ如キ、大問題ニテハナイノデアル、唯一局部ニ係フタコトデゴザイマス、即チ山陰道地方ニ關スル諸問題ニ對シタコトデアリマスル、此山陰道中鳥取縣、殊ニ島根縣邊ニアリマスルト、交通不便諸般ノコトニ後レヲ取クテ居ルノデアリマスル、國ハ元ト古ク開ケタモノデアリマスケレドモ、今日ハ鐵道開ケズ、港灣改革全カラズ、爲ニ交通機關ガ備ラナイガタメニ、昔ノ出羽奥州ト云フヤウナ有様ヨリハ、尙ホ今日ハ後レヲ取クテ居ルノデアリマスル、山陰道ノ後レヲ取クテ居ル、人ニ致シマシテモ、國ニ對スル所ノ義務ト力負擔トカ云フモノハ、同一ノ務ヲ致シテ居リマスケレドモ、國家トシテ爲スベキ仕事、起スベキ仕事ト云フモノハ、後レヲ取クテ居リマスルガ故ニ、ドウモ均一ガ取レナイノデアリマス、ソレ等ノ事柄ヲ舉ゲテ質問ヲ致スノデゴザイマス、暫クノ間時間ヲ煩スノデゴザイマス、私ガ質問スルノハ、都合ハツゴザイマスガ、第一ハ鐵道ニ付イテノコトデゴザイマスルガ、彼ノ山陰縱貫線中、播州姫路ヨリ鳥取ヲ經テ米子境ニ達スル間ハ、明治二十三年度ヨリ官設ノ計畫アリマスルガ、其米子ヨリ松江ヲ經テ濱田ニ達シ、即チ山口縣下ニ於テ山陽

線ニ接續スル所ノ線、及廣島縣下廣島ヨリ島根縣濱田ニ至ル廣濱鐵道ノ如キ  
ハ、鐵道布設法案中第一期線ノ後ニ屬シテ居リマスガ、是等ハ國家經濟ノ許ス  
限、官設ヲ以テ急施ニナルベキコトヲ望ンデ居ルノニアリマス、山陰道ト山  
陽道ノ境ハ、一體ノ山脈ヲ負ヒマシテ居ル處、山嶽重疊致シテ、河川其半バ  
ニ横クテ、到底幾ラシマシタトテ、私設ヲ以テ其竣工ヲ期スルト云フコトハ、  
誠ニ以テ難イノアル、既ニ此事ハ明瞭ナ話アルノニアリマス、殊ニ廣濱  
鐵道ノ如キハ、一大山脈ヲ貫カナケレバナラヌノアル、僅三十里餘リノ所  
デゴザイマスルガ、其工事ハ一層困難ニアリマスルカラシテ、斯ノ如キ山陰  
道ノ形勢デゴザイマスル、又今日ハ昔日トハ大イニ形勢ヲ一變致シマシテ、  
既ニ海外貿易港トシテハ、境港ナリ濱田港ナリモ開ケテ居リマス、又聯隊區  
ト云フモノガ置カレテ居リマスルノニアリマス、殊ニ彼ノ西伯利鐵道ノ如キ、  
完成致シマシタ上ニハ、山陰道ノ如キハ、形勢直チニ一變スルノニアラウト  
考ヘマス鐵道ノ如キハ、最モ商業上ヨリ見マスルモ、軍事上ヨリ見マスルモ、  
一日モ卒忽ニナラナイコト、思ヒマス、政府ニ於キマシテハ此國家經濟ノ許  
ス限り、此急施ノコトヲ促スノデゴザイマスガ、此山陰道ニ向クテノ鐵道ノ  
方針ハ、今後如何ナル方針ヲ取テ居ルカ、其事ヲ承リタ、第二ニハ港  
灣ノコトデアリマスルガ、港灣ハ無論鐵道航路ヲ連鎖スル所ノ一物ニアリマ  
シテ、港灣ガ不完全ニアリマスル日ニハ、航路、鐵道共ニ其用ヲ成サナイト考  
ヘマス、然ルニ我山陰道中ニハ、一ノ完全ナル港灣ト云フモノモ未ダナイノ  
デアル、尤モ伯州ノ境、石見ノ濱田ト云フモノハ、山陰道中有名ナル是ハ  
港灣ニアリマス、既ニ特別輸出港トモナクテ居ルノデゴザイマス、其他港灣  
モ多クアルノデゴザイマスガ、凡テ其港灣ハ未ダ調査ナドガ全カラヌガタメ  
ニ、大イナル船舶ト云フモノハ、遠ク沖合ニ碇泊致シテ、其港灣ニ這入ルコト  
ガ甚タ難イノテゴザイマスル、此山陰道中有名ナル所ノ境港ナリ濱田港ナリ  
其他ニ港灣ガ多々アリマスルガ、到底現在ノ儘デ、不完全ニア商業上其他實ニ  
賴ムニ足ラヌノニアリマス、是等ノ事ニ就イテハ、山陰道地方ノ港灣調査ト  
云フヤウナ事柄ハ、政府ニ於テハ今後如何ナル手續ヲ爲スヤ否ト云フコトヲ  
承リタ、又第三ニハ、隱岐ノ國ノ航海ノコトニアリマスガ、是ハ島根縣會ハ  
該航路ニ對シテハ、既ニ縣會ノ決議ヲ以テ汽船ノ買入ナリ、又造船費用ト云  
フモノヲ一時與ヘタコトニアリマスルケレドモ、何分是デ未ダ完全ト云フ譯  
ニハイキマセヌ、諸般ノ發達ト共ニ、此航海事業ト云フモノニ伴フテ擴張シ  
ナケレバナラヌノニアリマス、是非國庫ノ補助ヲ仰ガナケレバナラヌ、是  
等ハ如何政府ニ於テハ考ヲ持テ居ルカ、既ニ私ノ取調ベマシタ所ニ依クテ  
見ルニ、沖繩縣ノ離島及小笠原島大島ノ航海ニハ、既ニ國庫ノ補助ガアル  
ヤウニ思フノデゴザイマス、無論隱岐航海ニモ與ヘルダケノ價值ガナイト

致シタナラバ、島根縣下ノ隱岐航海ニ對シマシテハ、政府ノ意向ハドウデ  
アルカ、此航海ニ就テハ既ニ汽船會社ヨリモ補助ノ請求モナシテ居リ、請  
願モナシテ居ル有様デアリマスカラ、是等ノコトヲ十分調査シテ其結果デ  
ハ、追加豫算デモ當議會ヘ出シテ貰ヒタイト思フノデアリマスガ、併シ  
此議會ニ到底追加豫算ヲ出スト云フ場合ニ至リマセヌナラバ、此後ノ議會  
マテニ十分ニ是等ノ調査ヲシテ其運ビニナランコトヲ望ミマスガ、是等  
ニ就イテハ、如何政府ニ於テハ調査ヲセラルヤ否ト云フコトヲ承リタイ、  
第四ニハ、此燈臺ノコトデゴザイマスル、我山陰道中ニ於キマシテハ、海波  
ガ常ニ荒ク致シマシテ、殊ニ暗礁ナドモ多クゴザイマシテ、年々商船其他ノ  
破損ガ多イノデ、困難スルコトガ多イノデゴザイマス、既ニ島根縣下ノ地藏鼻  
及濱田ノ馬島ノ燈臺ト云フモノヲ建設セラレテ居リマスルガ、其燈臺ノ間ニ  
距離ハ凡ソ四五十里モアルト云フ位デアリマス、此近傍ノ模様ヲ聞キマスル  
ト、凡ソ六七里間ヨリ其燈臺ハ用ヲ辨ゼヌト云フ有様デアリマス、此島根縣下  
鳥取縣下ニ於キマシテハ未ダ燈臺ノ十分不足ナコトガアリマスルガ、其中最  
急施ノ必要ガアリマスルノハ、出雲國日御崎、隱岐國デハ黒島大波加島ノ如  
キ、孰モ燈臺建設ノ急ヲ最モ要スルモノト信シマス、是等ニ對シテハ、政府ハ  
既ニ調査モ成シテ居ルコトデアリマスカ、今度如何ナル手續ヲ爲スカ否ト云  
フコトヲ尋ネルノデゴザイマス、第五ニハ、電信郵便ノコトデゴザイマスガ、  
山陰道ハ一般ニ電信郵便局ガ僅少デアルノデゴザイマス、既ニ質問書ニモ電  
信局ノコトハ少シ箇所モ掲ゲテ置キマシタガ、免ニ角此増設ヲシタイ場所ガ  
郡役所ノ公翰デモ三日モ經ネバ町村へ達シナイカラシテ、地方ノ新聞ヲ四日  
多々アルノデゴザイマス、一例ヲ舉ダレバ、島根縣下ノ邑智郡アタリノ有様ヲ  
申レシタナラバ、其郵便局ナリ電信局ガ少キガタメニ、又迂回スルガタメニ  
五日モ掛カラナケレバ見ラレナイ、却テ中央ノ新聞ガ先キニ見ラレルト云フ  
有様デアルノデゴザイマス、斯ノ如キ不便ガアリマスル、又一電信ヲ掛ケル  
ニモ、五里十里ノ地方ヘ參ラナケレバナラヌト云フ有様デアリマス、ドウ  
シテモ斯ウ云フ不便ナル有様ニ就キマシテハ、最モ電信局ナリ郵便局ノ增設  
ガ必要デアリマス、此事ハ是非一郡ニ一二箇所位ノ電信郵便局ヲ増設シナケ  
レバナラヌト思フノデゴザイマス、又邑智郡アタリニ於キマシモ、現ニ祖式ト  
カ或ハ谷住郷村川越村又布施村、其他ドウシテモ三四箇所位置カナケレバ、郵  
便ノ便利ヲ得ルト云フコトニイカナイノデゴザイマス、其他各郡ノ實況ヲ一  
一述ベマシタナラバ、時間モ掛リマスカラ、是ハ略シテ置クノデアリマスル、  
第六ニハ、登記所ノコトデゴザイマス、是ハ山陰道ニハ登記所ガ至テ少ナ  
ノデ、人民ハ常ニ不便ヲ感シテ居ルノデゴザイマス、是ハ今日ニ始シタコト  
デハアリマセヌガ、況ヤ民法ノ改正ノ曉ニハ、其用務ノ繁キト共ニ、益々人



○副議長(元田肇君) 併シ原案ノ修正ニナルカラ、二讀會ニ於テ……  
○堀家虎造君(二百一十二番) 委員長ノ修正ヲ讀會ヲ省略シテ確定シタイト  
云フ考デス

○副議長(元田肇君) マダソレハ贊成モ何セナイノデス

〔直チニ二讀會ヲ開クコトヲ希望ス」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ二讀會ヲ開クヤ否ノ決ヲ採リマス

○林喬君(二百一十六番) ソレデハ修正ヲ……

○恵松隆慶君(百九番) 直チニ二讀會ヲ開クコトヲ望ミマス

〔贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 決ヲ採リマス、直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハア

リマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ直チニ二讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省キマス

## 第二讀會

○林喬君(二百一十六番) 本員ハ此場合ニ修正說ヲ出シマス  
○副議長(元田肇君) コチラニ御出デニナツテ御演説ナサイ、念ノタメニ申  
シマスガ、此議案全部ヲ讀題ニ致シマスカラ、其御積デ……  
〔異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔林喬君演壇ニ登ル〕

○林喬君(二百一十六番) 本員ハ此香川縣下郡廢置法律案ニ就キマシテ、一

ノ修正說ヲ出サウト思ヒマス、此事ハ豫テ満堂ノ諸君モ御承知ノ通、第一期  
議會カラ第九議會マデ始終出テ居リマス問題デゴザイマシテ、サウクドク申

シマセイデモ分ルコトデゴザイマスガ、地方ノ事情ハ地方ノ者ガ能ク知ッテ  
居リマヌタメニ、一言以テ諸君ノ御明斷ヲ煩ハサウト思ヒマス、ソコデ本員  
ガ修正致シマスノハ、香川縣讀岐國大内郡及寒川郡ヲ廢シテ、其區域ヲ以テ  
大川郡ヲ置クト云フノヲ、香川縣讀岐國大内郡寒川郡及三木郡ヲ廢シ、其區  
域ヲ以テ大木川郡ヲ置クト、斯ウ致スノデス、其次ノ第二項ニ香川縣三木郡  
及山田郡ヲ廢シ、其區域ヲ以テ木田郡ヲ置クト云フノヲ、之ヲ香川縣讀岐國  
山田郡及香川郡ヲ廢シ、其區域ヲ以テ香山郡ヲ置クト斯ウ云フノデアリマス、  
其他ハ特別委員ノ修正ニナリマンタ通デアリマス、ソコデ本員ガ修正致シマ  
スノハ、此理由書ニモ書イテゴザイマスガ、大内郡ト三木郡ト此間ノ向

フニ指シテ、香川郡ガアル、ソレカラ阿野、鵜足郡ニ那珂、多度、三野、豐田  
郡トスウ云フ釣合ニナツテ居リマスガ、東ノ三郡ト西ノ三郡トが甚ダ平均ヲ  
失シテ居ルノデゴザイマス、西ノ此三郡ト申シマスルモノハ、人口モ太ウゴ  
ザイマスルシ、面積モ廣クゴザイマス、又國稅地方稅町村稅アタリカラ見マ  
シテモ、大變東トハ釣合ガ取レテ居ナイノデ、ソコデ本員ガ修正ヲ致シマシ  
タヤウナ都合ニナリマスレバ、彼此釣合上カラ見マシテモ、極ク釣合ガ宜シ  
イノデゴザイマス、デ斯ウ云フ釣合ヲ取リマスル上ニ於キマシテ、參考書ガゴ  
ザイマスルノデ、本員モ亦之ニ依ッテ拵ヘマシタデス、デ、只今本員ノ修正スル  
ガ如ク、大木川郡ハ町村數モ三十ト云フ數ニナルノデス、人口モ十二万幾ラ  
ト云フコトニナル、戸數モ二万千幾ラト云フコトニナル、デ、國稅アタリモ  
地方稅モ町村費モ凡テ西ノ方ト比ベマシテ、平均ヲ得ルト云フヤウナ都合ニ  
ナリマスモノデゴザイマスカラ、ドウカサウ云フヤウナ都合ニ修正ヲ致シタ  
イト思フノデ、ソレデ此事ハ第一期ノ場合ニ只今本員ガ申シマスル通、政府  
案ガ出ヌノデアル、然ルニソレカラ後ニナリマシテ、第二讀會カラ政府ハ今  
日出シテ居マスルト同様ナ法案ヲ出シ來テアルノデゴザリマスルガ、是ニ  
ハ段々其地方ニアツテハ、餘程利害休戚ニ關係ヲスルト云フノテ、香川郡ナリ、  
山田郡、三木郡、大内、寒川ト云フ方面ニゴザイマシテハ餘程ヤカマシウ騒イ  
テ居マスル問題デゴザイマスルカラ、ドウカ本員ガ思ヒマスルニハ、虛心平  
氣デ釣合モ取り敢テ差支ナイン限ト云フコトハ、サウ云フヤウナ都合ニシタ  
ト思フデスカラ、ドウカ此分ハ第九議會ノ場合ニモ、此衆議院ニハ大多數デ、  
只今申シマシタヤウナ都合ニ修正ニナツテアリマスノデゴザイマスカラ、ドウ  
カ満場ノ諸君モ御贊成アランコトヲ希望致シマス

〔贊成」ト呼フ者アリ〕

○高橋松齋君(二百四十七番) 私ハ委員說ヲ贊成ヲ致シマス、本員モ讀長ノ  
指名ニ依リマシテ此議案ニ就キマシテハ、調査ヲ致シマシタ一人デゴザイマ  
ス、左様致シテ本員ハ該地方ニ就キマシテ、實地ニ往年巡迴等ヲ致シマシテ、  
調査ヲ致シテ居ルコトモアリマスノデゴザイマス、此問題ハ既ニ第一議會以  
來議場ニ現レテ居リマスルコトデゴザイマスカラ、満場ノ諸君モ大體御承知  
デアラウト存シマスルガ、木田郡ハ一郡ニシテ固ト大體即チ木田、寒川、三木  
郡ヨリ割ルノデアルガ、是レ舊ノ藩制ノ時分舊高松藩主創立以來、二百餘  
年木田郡即チ三木山田デ居ツタノフ維新後三木山田郡ト云フノデ、同一ノ治  
下ノ支配ヲ受ケテ居ツタ、ソレハ維新以後モ依然三木山田郡トシテ支配シツ  
ツアシテ、明治十四年マデ繼續致シテ居ツタ、其時分ニ愛媛縣ノ管轄デゴザ  
イマシタ、愛媛縣ト香川縣トバ、詰リ國ガ讀岐ト伊豫ト云フノデ違ヒマスル  
ノデ、實地ノ如何ヲ問ハズ、茲ニ郡ヲ廢合スルト云フコトニ就キマシテ、山田、

香川、大内、寒川、三木郡ト云フノヲ一ツ置イテ山田香川ト云フニナリマシタ、此香川ト云フハドウデアルカト申シマシタラ、元ト此東香川西香川ト云フ兩郡デアラタノデ、併テ一ノ郡ニ致シタ、ソレデゴザイマスルカラ、今該地方ニ於テハ、葛藤ガ止マヌノデゴザイマス、其現レルコトニ於テハ、種々違ロマスルケレドモ、原因ハ何デアルカト言ヘバ、詰リ思想ノ合ハヌ意思ノ合ハヌ人間ガ寄テ居ルト云フコトガ原因デ、或ハ知事排斥デアルトカ何カ云フテ、種々ナル葛藤ハ彼ノ地方ニ間ハアルノデ、其地方ヲ預ケテ居ル縣知事カラ、精々其事ニ就テハ心配ヲ致シテ居ルガ故ニ、毎回政府ニ迫シテ此議案ヲ提出スルコトニナルノデゴザイマス、ソレデアノ地方ヘ到フテ見ルト、一番大内、寒川、三木郡、山田、香川地方ガ衰ヘテ居ル、高松市ノ如キハ、市街地デゴザイマスカラ、別物ト致シテ郡ノ上カラ三郡ノ實況ヲ見マスルト、外ノ地方トハ大變違クテ居シテ、凡テノ事が發達シテ居ラヌ、發達シテ居ラヌノミナラズ、彼ノ教育會トカ、衛生會トカ、凡テ民間ニ成立ツ會合ガ、矢張三木郡ト山田郡トハ合同致シマスルケレドモ、同シ郡役所ノ治下ニ支配ヲ受ケテ居ルニモ拘ラズ、此三郡ガ合同シテ、事ヲヤルコトガ出來ナイノデゴザイマス、夫等ノ事ハ枚舉ニ遑アラヌコトデアリマスル、ソレカラ人口ノ上カラ申シマシテモ、亦戸數ノ上カラ申シマシテモ、此案ノ通ニナレバ、決シテ差支ナイ、又全國外ノ郡ニ比ベテモ中等以上ニ居ル人口戸數ガアリマス、サウ致シテ香川郡一郡ヲ除ケタラ、ドウカト云フト、高松市ヲ除イテ此香川郡ガ五万有餘ノ人口、戸數二万餘モアル、是モ外ノ郡ニ比シテ、半以上ニ居ル故ニ、地勢ノ上カラ事業ノ發達ト葛藤ヲ防禦致スコト、民情ニ適シテ居ルト云フ上カラ、土地柄ノ點カラ論シテモ、適當ナ修正ト思ヒマスカラ、原案ヲ賛成ヲ致シマス

〔採決キタト呼フ者アリ〕

○山本隆太郎君(百一十三番) 私モ矢張委員長ノ御報告ノ通賛成致シマス、唯今二百二十六番カラ修正ガゴザリマシタガ、一向御賛成ガゴザリマセヌカラ、是ニハ別ニ駁論ハ致シマセヌ、此原案ヲ提起サレマスマデニハ、地方ノ輿論ハ此原案ノ如クニナラテ居リマス、或ル一部ニ當シテ、種々ノ事情ノダメニ、反対ノ意見モアリマスガ、詰リ縣下ノ輿論ハ原案ノ如キノガ多數ヲ占メテ居ル、木内書記官ガ態、實地取調ニ來タ結果、斯ウ云フ原案ヲ持ヘタ、ソレデ貴族院アタリモ前ニ此原案ノ通ニナラノデゴザイマスカラ、全部委員長ノ御報告ノ通ノコトヲ賛成ヲ致シマス、尙ホ此郡名ヲ更ヘマシタコトニ就イテハ先刻委員長カラノ御報告モゴザイマシタガ、詰リ右ノ名稱ヲ附シマスルノガ、最モ適當デアラウト思ヒマスカラ、之ヲ賛成致シマス

○副議長(元田肇君) 決ヲ採リマス、唯今ノ二百二十六番ノ動議ニハ、賛成ガゴザイマセヌカラ、消滅致シマス、委員會ノ報告ニ就イテ決ヲ採リマス、委員會ノ報告ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○副議長(元田肇君) 多數、委員會ノ報告通決シマス

○堀家虎造君(二百二十二番) 確定ニ願ヒマス

○副議長(元田肇君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ、確定ノ決ヲ採ラウト云フコトデゴザイマスカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

香川縣下郡廢置法律案

第三讀會

○副議長(元田肇君) ワレデハ直チニ三讀會ヲ開キマス、本案賛成ノ御方ハ、

起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○副議長(元田肇君) 多數ト認メマス、本案ハ確定致シマシタ、次ニ議事日程ノ第二ニ移リマス、廣島縣下郡廢置法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、和田彦次郎君

第二 廣島縣下郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(報告)

(和田彦次郎君演壇ニ登ル)

○和田彦次郎君(二十番) 諸君、本員ハ廣島縣下郡廢置法律案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告申シマス、本月ノ二十四日前十時三十分ニ委員ハ集リマシテ、委員長及理事ノ互選ヲ致シマシテゴザイマス、次ニ本案ノ委員會ヲ開キマシタ、本案ノ郡ノ廢置ニ至リマシテハ、大體ニ就イテハ異議ナシト可決致シマシタ、唯名稱ニ至シテ、已ニ諸君ノ御手許ニ報告書ヲ印刷致シテ配付ニナラテ居リマスル通修正ヲ致シマシテゴザイマス、其理由ヲ簡單ニ述ベマスル、第三項ニ當シテ居リマスル「廣島縣備後國三次郡及三谿郡ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ三次郡ヲ置ク」トゴザイマスルノヲ「雙三郡」ト書キマシテニミ郡ヲ置クト云フコトニ、佐々木高榮君即チ委員ノ一人ヨリ修正説ガ出マシテ、委員會全會一致致シテ可決致シマシテゴザイマス、又第五項ニゴザイマスル「沼田郡及高宮郡ヲ廢シ其區域ヲ以テ沼高郡ヲ置ク」トゴザイマスルノヲ、沼高郡ト云フテハ、甚ダ語路ガ穩デナニ依シテ、安佐郡ヲ置クト云フコトニ改メマシタ、此安佐ト云フコトニ就キマシテハ、古來此兩郡ハ佐東郡安北郡ト稱シテ居リマシタ履歴ガゴザイマス、ソレニ依シテ安佐郡ト致シタイト云フ修正説ガ出マシテ、委員會一同一致致シマシテ可決致シマシテゴザイマス、之ガ經過デゴザイマス、且シ結果デゴザイマスルカラ御報告申

シマス、尙ホ諸君ニ述ベテ置キマスルノハ、議會モ切迫致シテ居リマスルコトデゴザイマスルカラ、三讀會ヲ省略下サレマシテ直チニ御決議下サルコトヲ祈リマス

○恵松隆慶君(百九番) チヨット質問致シマス、三次郡ト云フ處ハ隨分有名ナ町名デゴザイマスガ、之ヲ雙三郡トナツタノハ何カ原因ガゴザイマスカ

○和田彦次郎君(二十番) ゴザイマス、此修正案中ニ御覽下サルガ如ク、孰レモ二郡ヲ合シテ一郡ノ新名ヲ附シテ居リマスルノニ、他ノ合シタ分ニハ、皆兩郡ノ名ヲ折衷致シテ附シテ居ル、然ルニ此郡ノ三谿郡ト云フ名ヲマルデ削去フテ、三次郡ノミ存スルト云フコトハ、甚ダ穩デナイ、又原案ニモゴザイマスル通、是ハ顯著ナル名ガ現在存シテ居ルカラト云フコトデゴザイマスルケレドモ、是ハ郡ノ名ガ顯著ナリト云フコトハ、決シテ言ハレヌノデゴザイマセウ、三次ト云フコトハ、三次町ガ顯著ナノデゴザイマス、例ヘバ尾ノ道ト云フノハ全國ニ知ラレテ居フテ、尾ノ道ヲ知ラヌ者ハゴザイマセヌケレドモ、質問爲サル恵松君デモ郡ノ名ハ恐ラク御存ジゴザイマスマイ、斯ノ如キモノデゴザイマス、依クテ他ノ郡ハ折衷シテアルノニ、獨リ此郡ノミ折衷セヌハ一一致シテ賛成致シマシタ

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 別段ニ御議論ガナイヤウデゴザイマスカラ、直チニ決ヲ採リマス

〔「異議ナシ異議ナシ」「讀會省略」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 讀會ヲ省略シテ直チニ確定シテ吳レト云フ委員長ノ請求ガゴザイマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

### 廣島縣下郡廢置法律案

確定議

○副議長(元田肇君) フレデハ確定シタモノト認メマス、次ニ議事日程第三法例修正案第一讀會ノ續ヲ開キマス、大岡育造君

### 第三 法例修正案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員)  
(長報告)

○大岡育造君演壇ニ登ル  
大岡育造君ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告申シテ、法例修正案ニ就キマシテハ、他ノ法典ト同一ニ委員會ニ付セラレマシテ、去ル二十五日ニ第一回ヲ開キマシテ、同日ハ委員ノ請求ニ依リマシテ、政府委員モ出席シマシテ、爾來二十六日七日ト

シマス、法例修正案ニ就キマシテハ、他ノ法典ト同一ニ委員會ニ付セラレマシテ、法例修正案ニ就キマシテハ、他ノ法典ト同一ニ委員會ニ付セラレマシテ、去ル二十五日ニ第一回ヲ開キマシテ、同日ハ委員ノ請求ニ依リマシテ、政府委員モ出席シマシテ、爾來二十六日七日ト

引續キマシテ、頗ル編密ナル質問及討論ヲ重ねマシタ結果、遂ニ此法例修正案ハ本院ニ於テ可決スベキモノト決議ヲ致シマシタ、附ケテ別ニ申シテ置キマスルガ、此法例修正案中民法ノ第七百七十七條ヲ指シテ居リマスル此箇條

ハ、當然動クコトガアルデゴザイマセウト云フコトヲ併テ御報告申シマス、シマセヌ、其審査中或ハ其箇條ヲ動スコトガアルカモ知レス、若シモソレガ動イタナラバ、法例修正案中ニ民法ノ七百七十七條ヲ指シテ居リマスル此箇條

其決議ヲ受ケテ置ク筈ニ極リマシテゴザイマス、右報告ニ及ビマス○小室重弘君(百八十八番) 此案ニ對シテ賛成ノ意見ヲ表シテモ宜シウゴザ

マスルガ、民法ノ修正案ハ唯今審査中テゴザイマシテ、其審査が終了致

シマセヌ、其審査中或ハ其箇條ヲ動スコトガアルカモ知レス、若シモソレガ動

イタナラバ、法例修正案中ニ民法ノ七百七十七條ヲ指シテ居リマスル此箇條

ハ、當然動クコトガアルデゴザイマセウト云フコトヲ併テ御報告申シマス、

議題ト致シマセウカ

〔全部一括シテヤリ給ヘ〕ト呼フ者アリ」  
〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ」

○副議長(元田肇君) 全部一括シテ議題トスルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ全部一括シテ議題ニ供シマス、朗讀ヲ省略致シマス

〔確定々々「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○北島傳四郎君(六番) 六番ハ少シ修正ノ意見ヲ提出シマス

○副議長(元田肇君) 北島傳四郎君  
(北島傳四郎君演壇ニ登ル)

○北島傳四郎君(六番) 私ハ此委員會ノ一人トシテ、此審査ニ關シタ一人デアリマスデスガ、其當時モ修正ヲ出シテ置キマシタガ、不幸ニシテ少數デ潰レマンタ、ソレニ附イテ又賢明ナル諸君ノ御判断ヲ得タイト云フ考デ、再ビ茲ニ其說ヲ持出スコトニナリマシタノデアリマス、ソレハ法例ノ一條ノ第二項ニ當シテ、是デ見マスルト云フト、臺灣及北海道沖繩縣其他ノ土地ニ於テ

ハ、勅令ヲ以テ特別ノ施行時期ヲ定ムルコトヲ得トアルノデアリマス、テ、

第一條ヲ見マスルト云フト、法律ハ免ニ角、公布ノ日ヨリ二十日ヲ經タ時分ニハ、效力ヲ有スルノデアル、縱令人民が知ルト知ラザルニ拘ラズ、二十日過グレバ、法律ノ效力ヲ有スルヲ以テ、例ヘバ刑法デアレバ犯シタモノハ直グ處分スルト云フトノ法律ニナシテ居ル、併ナガラ此法律ヲ見マシテモ、兔ニ角知ラシメテ據ラシムルト云フコトノ精神カラシテ、二十日位ノ公布カラシテ、二十日位經ッタナラバ、内地ダケハ皆知ルデアラウ、故ニ二十日ト云フ期間ヲ、茲ニ設ケタヤウナ精神デアルヤウニ思ハレル、併ナガラ臺灣ヤ其他沖繩其他ノ島地ニ於テハ、二十日ト云フヤウナ窮屈ノ期限デハ困ル、塞中ニナシテハ千島ト云フヤウナ所ハ船ノ通ハヌ處ガアル、又其他ノ島ニ於テモサウ云ウ不便ノ處ガ幾ラモアル、ソコデ是等ニ就イテハ、勅令ヲ以テ特ニ極ムル、二十日トカ二十五日トカ三十日トカ云フ風ニスルト云フ精神

アリマセウ、誠ニサウ云ヤルト結好ノ規定ニハナルケレドモ、此勅令ヲ以テ定ムルコトヲ得ト云フノアリマスカラ、單ニ勅令ヲ以テ定ムルト云フコトニアラウ、詰リ信用アル今日ノ内閣ハ、決シテサウ云フコト以テ一ノ法律ヲ施カシテ、此法律ハ臺灣及北海道其他ノ島ニ於テハ、其翌日カラ行フト云フ法律ガ出タナラバ、ドウデアルカ、斯ノ如クナラバ、大變ニ不辛ヲ感ズルコトニアラウ、詰リ信用アル今日ノ内閣ハ、決シテサウ云フコトハアリマスマイケレドモ、殊ニ一場合ニ依ルト云フト、ドウ云フ性質ノモ

ノニ附ケラレタノデアツタカ知レナイガ、蠻勇内閣ト云フノガアル、サウ云フ内閣ガアツテ、臺灣ノヤウナヤカマシイ所ヘ壯士ガ澤山居ルカラ困ル、是以テ一つノ彼ノ豫戒令ト云フモノヲ一ツ拵ヘヤウザヤナイカ、サウ云フ法

例一般ノ解釋トシテ不法デアルト云フコトハ、到底出來ナイト思ヒマス、ソコデ私ハ第一條ノ一項ノ精神ヲ此所マデ及シテ、免ニ角内地ヨリハ早ク行フコトガ出來ヌト云フ制限ヲ明カニシテ置キタイ、法律デアルカラ、ドウデモ宜イデヤナイカ、サウ云フ風ニ讀メルデヤナイカト云フコトモアリマセウガ法律程曲解スルト種々ノ解釋ガ出來ルカラ、何デモ法律ハ明カニシテ置ク

程結構ノコトハナイト思ヒマス、勅令ト云フ下ニ「ヲ以テ」ノ三字ヲ削リ「ニ依リ内地施行ノ期日以後ニ在テハ特別ノ施行期限ヲ定ムルコトヲ得」ト致シマシテ、詰リ内地施行ノ期日以後ニ在テハ、勅令ヲ以テドウデモ定ムルコトガ出來ルト云フコトニシテ置キタイ、詰リ斯ウシテ置イタナレバ、サウ云フ風ニ即時直グ行フト云フヤウナコトガナク、詰リ一般ノ人民ノ迷惑ニナラヌコトデアラウト思ヒマスカラシテ、諸君ノ御贊成ヲ得タイ儘ニ、茲ニ此修正案ヲ出シタノデアリマス

〔「蛇足」又ハ「贊成ハナイ」ト呼フ者アリ〕

○萩原正夫君(二百九十七番) 本修正案ハ、最早専門家ガ十分精神ヲ籠メマシテ編制シタモノデアリマシテ、又特別委員ガ精密ニ調査ヲ遂ゲテ可決シタモノデアリマス、故ニ此所デ別ニ討議シテ修正ナドヲ持出ス必要ハナイト思ロマス、故ニ二讀會ノ手續ヲ省キマシテ、此所デ可決ヲ希望致シマス

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 別ニ御議論モナイヤウデアリマスガ、前ニ全部ヲ議題トスルト云フコトヲ申シテ置キマシタガ、本案ハ法例ト書イテアリマスノミナラズ、此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム云々ト云フ所マデ、併テ決ヲ採ルノデアリマス、テ、別段ニ本案ニ就イテ御異議ハナイヤウデアリマスカラ、決ヲ採リマス

〔「異議ナシ」又ハ「讀會省略」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ本案確定ニ御異議ハアリマセヌカ  
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○合田福太郎君(七十六番) 今ノ御宣告ハ不明デゴザリマスガ、此法例ハ、

確定議

法例修正案

民法ト關係上ノコトヲ書イタンニアリマス、ソレデ今ノヤウナ御宣告ア  
ル、ト民法ニ修正ガゴザイマシテ、動キマシタ時分ニ差支マズカラ、委員ノ  
彼ノ報告通、條件ヲ附ケテ確定スルノデアルカ、彼ノ條件ハ省イテ置イテ原  
案ノ儘確定スルノデアルカ、採決ニ附イテハモウ少シ判明ニ御宣告ヲ希望致  
シマス

○副議長(元田肇君) 議長ノ考デハ、矢張委員長ノ報告ハ、當然ノ結果ニナル  
モノト心得テ居クタノア、別ニ宣告致シマセヌテシダ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 然ラバ本案ハ確定致シマス次ハ議事日程第四明治二十  
二年法律第十五號會計檢查院法中改正法律案第一讀會、朗讀ハ省略致シマス

#### 第四 明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中 第一讀會

明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中改正法律案

明治二十二年法律第十五號會計檢查院法中左ノ通追加改正ス

第二條乃至第十一條ヲ左ノ如ク改ム

第二條 會計檢查院ハ長官一員評定官十二員ヲ置キ別ニ評定官補十四員及  
屬若干ヲ置ク

第三條 評定官定員ノ半數ハ帝國議會ノ選出ヲ以テ之ニ充ツ其ノ選出方ハ  
貴族院衆議院議員中ヨリ互選ヲ以テ各六名ヲ選出シ内各三名ヲ任命シ殘  
員各三名ヲ豫備員トス

第四條 帝國議會ノ選出ヲ以テ任命セラレタル評定官ハ正當ノ理由アルニ  
非サレハ辭退スルコトヲ得ス

第五條 帝國議會ノ選出ヲ以テ任命セラレタル評定官ハ各其ノ選出所屬議  
員ノ任期ヲ以テ其ノ任期トス但シ満期ニ至リ再選セラル、コトヲ得

第六條 帝國議會ノ選出ヲ以テ任命セラレタル評定官ハ各其ノ選出所屬議  
員タル資格分限ヲ失セタルトキハ直ニ退官トス

第八條 長官評定官ハ勤任トシ評定官補ハ委任トシ屬ハ判任トス  
キハ第三條ニ定ムル其ノ選出所屬ノ豫備員中ヨリ之ヲ任命ス

第七條 帝國議會ノ選出ヲ以テ任命セラレタル評定官在任中帝國議會ノ議  
員タル資格分限ヲ失セタルトキハ直ニ退官トス

第九條 長官ハ院務ヲ總理シ評定官ハ部務ヲ掌理ス長官事故アルトキハ上  
席ノ評定官ヲシテ代理セシム

第十條 會計檢查院ニ十二部ヲ設ケ各部ニ部長一員ヲ置キ評定官ヲ以テ之  
ニ充テ報告官一員ト共ニ検査ノ事務ヲ分掌ス

各部ニ專屬セサル評定官補ハ臨時委員ノ事務ヲ分掌ス

第十一條 長官及帝國議會ノ選出ニ係ラサル評定官ハ勅令ニ定メタル資格  
ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

長官評定官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ  
退官、轉官、非職又ハ減俸、免職ヲ命セラル、コトナシ

帝國議會ノ一院ヨリ不信任ヲ議決セラレタルトキハ直ニ退官ヲ命セラル  
ヘン但シ此ノ場合ニ於テハ明治二十九年法律第九十一號第六條ノ規定ヲ  
準用ス

第十一條ノ次ニ左ノ六條ヲ加フ

第十二條 父子兄弟、妻ノ兄弟及姉妹ノ夫ハ同時ニ長官評定官トナルコト  
ヲ得ス

第十三條 長官評定官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝國議會又ハ地方議會ノ議員ト  
ナルコトヲ得ス

但シ第三條ニ據リ任命セラレタル者ニシテ其ノ選出所屬ノ議員タルハ此  
ノ限ニ在ラス

第十四條 會計檢查院ノ議事ハ總會議又ハ聯合部會議ヲ以テ決ス總會議ハ  
長官ヲ以テ議長トシ聯合部會議ハ其ノ聯合部中ノ上席部長ヲ以テ議長ト  
ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス

一 第二十一條ニ依リ上奏ヲ爲シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ  
二 第二十條ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

三 第二十三條ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四 檢查事務ノ規程計算證明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正ス  
ルトキ

五 法律勅令ノ新設若ハ改正ニ關シ及其ノ他閣議ヲ要請スルトキ  
六 其ノ他長官ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ

第十六條 計算検査ノ判決ハ總テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト聯  
合部會議ニ於テスルトハ長官ノ定ムル所ニ據ル

第十七條 議事ノ結果トシテ第三條ニ據リ選任セラレタル評定官ノ提議ス  
ル少數ノ意見ハ其ノ提出者ヨリ之ヲ帝國議會ニ報告スルコトヲ得

第十二條ヲ第十八條トナシ以下順次繰下ク

第十六條第三項中「第十三條第三項」トアルヲ「第十九條三號」ト改ム

第十九條第二項中「會計檢查院長」ノ下「官」ノ一字ヲ加フ

○工藤行幹君(二百六十八番)此提出ノ理由ヲ述べマス  
○副議長(元田肇君) 工藤行幹君

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○副議長(元田肇君) 工藤行幹君ヨリ議事日程ノ第四第五第六ハ關聯シテ居ル案ニアリマスカラ、便宜ノタメ同時ニ説明ヲ致シタイト云フコトデアリマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) フレデハ一緒ニ説明致シマス

○工藤行幹君(二百六十八番) 諸君此會計検査院ノ明治三十年三月二十日カニ検査院ニ於テ不當ノ處分ヲ爲シタト云フコトハ、諸君ハ既ニ御了知デアリマシテ、此事ハ如何ニモ重大ナコトデ、社會ノ黨々トシテ論議ニ掛クタコトデゴザイマスル、爾來内閣ノ更迭ナドノタメニ、未ダ此事ノ結果ヲ見ナイガ、既ニ此項貴族院ニ於テハ、此事ニ就イテ更ニ質問ナドヲシテ居ルヤウナ、誠ニ重大ナル事件デゴザイマス、然ルニ此會計検査院ノ吾ミノ思フ通、實ニ此腐敗極シテ居ルト云フコトハ申スマデモナイコトデゴザイマス、ケレドモ、彼ノ腐敗ノ原因ヲ尋ネテ見マスルト云フト、蓋シ深キ故アルコト、思フノデアリマス、抑々會計検査院ナル者ハ、吾ミ日本國民ノ膏血ヲ以テ濶イダ所ノ租稅、之ヲ支出ノ際ニ於テハ、吾ミ帝國議會デ之ヲ議スルデハゴザイマスルガ、此決算ノ場合ニ於テハ、會計検査院デ、慎重ニ審議シナクチヤナラヌコトデアル、斯ク重大ナル職權ヲ持クテ居ルモノデゴザイマスカラ、萬一之ヲ行政官ノ手心ヲ以テ進退スルヤウナコトガゴザイマシテハ、其職權ガ輕クナル、從テ純正ナル職權ヲ守ルコトガ出來ナクナツマスカラ、之ヲ天皇ヨ隸屬セシメテ、獨立ノ官ヲ設ケタノデアル、然ラバ會計検査院ハ神聖ニシテ侵スペカラザル權力ヲ持クテ居ナケレバナラヌノニ、彼ノ三月八日ノ會計検査院ノ事件ト云フモノハ、此院長渡邊某ナル者ガ、此法律ヲ曲解シテ誠ニ専横ナルコトヲシテ居ル、而シテ其事ハドウ云フコトニ係クテ居ルカト云ヘバ、如何ニモ此吾ミノ若干ノ金ヲ出シテ居ル日清戰爭ノ費用ニ係クテ居ルコトデアッテ、最モ重大ナル場合デアル、此重大ナルコトヲ法津ヲ曲解シテ、自分ガ專横ナコトヲシタハ甚ダ怪シカラヌコトデアル、然レドモ、其事ノ前ニセ申シタ通、今日マデソレナリニナツテ居ル、此腐敗シテ居ルト云フノハ、畢竟スルニ終身官ニシタト云フノガ、此職權ヲ重ズルガタメニシタモノデアリマスルノヲ、現在ノ状況ハ却テ此終身官ニシタ、メニ、大ノ弊ガ生ジテアルノデゴザイマス、又他ノ行政官カラ干渉ヲ受ケサセヌヤウニシタ、メニ尙更弊ガ生ジテアルノデゴザリマス、斯ク言フナラバ、諸君ハ或ハソレナラバ裁判官モ終身官ニシタラ弊ガアルカト云フコトヲ御不審ガアルカモ知レナ

イケレドモ裁判官オドハ、誠ニ多數ナ人數デ共ニ吟味スルコトガ出來マス、裁判官ニハ下級上級ノ別ガアリマシテ、下級ハ上級カラ監督スルコトガ出來カラシテ、此弊ガナインデアルガ、會計検査院ハ、誠ニ少人數デアッテ、而シテ此終身官デ他ノ檢束ヲ受ケナイモノデゴザリマスカラ、若シ正當ナル人ヲ得ルナラ、誠ニ善ク行キマスケレドモ、今ノ會計検査院ノ如キ人ヲ得ルナラバ、誠ニ言フベカラザル腐敗ヲ來スノデゴザリマス、其腐敗ノ結果ハ、諸君モ御存シノ通、罪ノ無イ者モ罪ヲ附ケテ、罪デヤナイ、即チトンデモナイ名ヲ附ケテ、終身官ヲ消滅セシメテ仕舞クタト云フ如キ、不幸ナコトガ起ルノデゴザリマス、故ニ私ハ此腐敗ノ原因ニ遡シテ、ドウシテモ此會計検査院ノ法律ヲ改正シナクチヤナラヌト思ヒマス、然ラバドウ云フ風ニ之ヲ改正スルカト云ヘバ、大體其要ヲ摘テ御話申シテ見マスルト、會計ノ検査官ト云フ部長ト云フ者ガ元トアリマシタノヲ、之ヲ改メテ評定官ト致シマス、而シテ其中半數ダケハ、貴族院カラ二人、衆議院カラ二人、之ヲ各其議院ニ於テ選出シテ、ヴレヲ此會計検査院ノ評定官ニ致シタイト云フノガ、第一ノ主眼デゴザイマス、而シテ此選ハレテ出タ者ハ、此議員ノ任期ガ盡キルト共ニ、是ガナクナルノデゴザイマス、故ニ會計検査院ノ評定官ヲ十二名ト致シマシテ、其中六人ダケハ、始終衆議院カラ出タ者ハ四年毎ニ解散ガナケレバ、衆議院ノ選舉ヲ以テ代クテ行キマス、貴族院ノ方デゴザリマシタラ、或ハ七年ヲ以テ代クテ行クト云フコトニスルノデゴザリマス、斯ク新陳代謝シテヤッタラ、此腐敗ノ原素ヲ免レルニ宜カラウト云フ考ヘデス、或ハ斯ク致シタラ、若シ議院ノ解散ノトキニハ、或ハ其人ガ缺ケルニ就イテ差支ガ生ジハシナイカト云フ御懸念ガアルカモ知レマセヌカ、衆議院カラ選マレル所ノ者ハ、十二人中ノ三人デゴザリマス、故ニ四分ノ一デゴザリマスカラ、再選舉マデノ間ハ、四分一ヲ缺イテモ、敢テ事務ノ差支ガナイ、故ニ大體評議員ノ半數以上ヲ貴衆兩院カラ選舉シテ之ニ加ヘタイト云フコトヲ一つ、ソレカラモウ一ツ大ナル事が、會計検査院長ノコトニ就イテ、貴衆兩院各段ニ、決算報告ヲ見テ、若シ會計検査院ノ仕方ニ於テ、會計検査院長ノ不信任ノ決議ヲシタキハ、是ハ會計検査院長ヲ解職シナケレバナラヌ、又陸下カラ之ヲ免ゼラレテ罷メサセルト云フ條項ヲ一つ設ケタノデゴザイマス、是ガナイト會計検査院長ナル者ハ、何モ制裁ヲ受ケル所ガナイカラ、如何ナル勝手ナ事ヲシテモ何トモ仕様ガナイ、唯之ヲ陸下ガ思召ヲ以テ爲サムルノミデゴザイマスガ、陛下ヲシテ斯ノ如キ事ヲ煩シ奉ルト云フコトガ、時々アッテハ恐入ル次第デゴザリマス故ニ之ヲ吟味スル者ガ内閣ニヤラレテハ、内閣ノ情實ニ牽カレルコトガゴザリマスカラ、此神聖ナル帝國議會ソレモ兩院通過シテヤ

院ニ於テ不信任ノ決議ヲスルコトモアル、其時ハ陛下ハ院議ヲ容レサセラレテ、此會計檢查院長ヲ罷免スルト云フ。法律ヲ設ケタインデアリマス、此二簡條ガ最モ此修正案ヲ提出スル所ノ重ナル要點デゴザイマス、其他ソレニ附屬シテ各條稍々數簡條元ノモノヲ改正シタモノモアリマスケレドモ、是ハ誠ニ枝葉ニ屬スルコトデゴザイマスカラ、他日委員會カ何カノトキ御話シマスコトニシテ、先づ大體ヲ御話シテ置キマス併シ、諸君ノ中ニ或ハ斯ノ如キ貴衆兩院カラ出スト云フコトハ、世間ニモ例ノナイ餘り突飛ナ改正デヤナイカト云フ御疑ガアルカモ知レマセヌガ、私ノ調ベル所デハ、隨分歐羅巴各國ノ中ニモ、斯ノ如キ例ハ往々アルト云フコトデゴザリマスカラ、敢テ我日本デ強テ西洋各國ニ倣ハシバナラヌト云フコトモゴザリヤセヌケレドモ、世間其例ノアルト云フコトダケハ、御参考マデニ御話ヲ申上ゲテ置マス、又之ニ牽聯致シマシタ會計檢查官ノ懲戒處分法案ト云フモノヲ同時ニ出シテ置キマシタ、是ハ誠ニ怪シカラヌコトデゴザリマシテ、既ニ先キノ會計檢查院ノ法案ノ第六條ノ第三項ニ「會計檢查官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル」ト、法律ニハ規定シテアリナガラ、爾來之ヲ定メナイデ居ルノデゴザイマス、如何ニモ政府ハ緩慢ナコトデアル思ヒマス、尤モ第九ノ議會ニ於テ政府カラ一遍提出シタコトガアリマスケレドモ、詰リは決議ニ至ラヌデ止メテ居ツタノデゴザイマス、此懲戒處分法ノナイタメニ、益々會計檢查院ハ腐敗ノ極度ニ陥ツテ行クノデゴザイマス、故ニ私ハ新ニヤツタヤウナモノデハゴザイマスケレドモ、決シテ新ニヤツタモノデハナイ、是非此懲戒處分法案ハナクチヤナラヌ、併ナガラ此行リ方ト云フモノハ、元ト政府カラ出シタルト云フコトノ仕組方が稍々元ノ政府カラ出シタ所ト違ツテ居リマスケレドモ、ソレ等ノコトハ、委員會ニ於テ審議ヲ致シマセウガ、兔ニモ角ニモ懲戒處分法案ト云フモノガ無クチヤ不具ノモノデアリマスカラ、之ニ附帶シテ出シタ譯デゴザイマス、又其次ニハ、明治二十九年ノ法律第九十一號ノ改正デゴザイマス、此九十一號ノ改正ナルモノハ、ドウ云フモノデアルカト云ヒマスレバ、會計檢查官ノ身分ニ關シテノ法律案デアリマス、然ルニ此法律ノ第一條ハ誠ニ不完全デアル、此不完全ヲ利器トシテ即チ渡邊會計檢查院長ガ正義ナル所ノ検査官ヲ不當ナ名ヲ附ケテ之ヲ退ケタノデゴザイマス、是ハ全ク第一條ノ不備ヲ利器トシテヤツタモノト、私ハ斷言スルヲ憚ラヌノデゴザイマス、其不備トハ何デアルカト云ヘバ、第一條ニ「會計檢查官身分若クハ精神ノ衰弱ニ依リ職務ヲ執ル能ハサルニ至リタルトキハ之ヲ退官ヲ命スルコトヲ得」トスウアルニ附イテ、彼ノ會計檢查院中ノ正義ナル人ヲ名ケテ精神衰弱ト云フコトヲ名トシテ退官セシメタノデゴザイマス、然ルニ其實際ニ至ツテ

ハ、精神ノ衰弱シタ者デハナク、或ハ臺灣ノ官吏トオリ或ハ東京市ノ參事員ニナルト云フヤウニ立派ナ人ミデアル、自分ノ意ニ從順シナイト言フテ第一條ヲ利器トシテ罷免シタノハ、實ニ國家ノダメニ悲シムベキコトデアルト思ヒマス、斯ク不當ナ處置ニ至ラシメタト云フノハ、法律ノ不完全デアル、故ニ私ハ「職務ヲ執ルコト能ハズ九十日ヲ踰ヘ尙治癒ノ徵候ヲ見サルニ至リタルトキハ」ト云フ條項ヲ加ヘタイト云フノデゴザイマス、縱令精神衰弱シタ者デモ、一時右様ナ事ガアルカモ知レナリ、サウ云フ事がアツタトキハ、當リ前カラモ日ヲ猶豫シテ、ドウシテモ再び快復スルコトガ出來スト云フ場合デ退官ヲ命ジテコソ正當デアルニ、彼ノ會計檢查院長ハ此規定ノナイノヲ幸ヒトシテ、之ヲ非免シテ仕舞ツタノデゴザイマス、諸君、他ノ例ヲ御覽ナサイ、凡ソ官吏トシテ尋常ノ官吏デモ病氣ノタメニ或ハ缺勤、或ハ精神ノ衰弱モアリマセウガ、相當ノ時日ヲ猶豫シテ、到底快復ノ見込ノナイ者ヲ處分スルハ已ムヲ得ナイノデゴザイマス、然ルニ一方ハ終身官タル正義ノ會計檢查員ヲ此法律ノ不備ヲ奇貨トシテ退官セシメタト云フコトハ、誠ニ會計檢查院ノ不當ト斷言スルコトヲ私ハ憚リマセヌ、尙ホ原因ヲ訊ヌレバ、法律ノ不完全カラ、斯ノ如キ惡例ヲ增長セシメタルノデゴザリマスカラ斯ク改正シタトイ思フノデゴザヒマス、故ニ此三案ハ願ハクハ諸君ニ併テ同一ノ九名ノ委員ニ付托セラレテ十分ニ御審議ノアランコトヲ希望スルノデゴザイマス○鰐島相政君(百九十六番) 工藤君ニ質問致シタイ、澤山ゴザイマスカラシテ第一第二ト云フコトデ御尋致シマスガ、先づ此會計檢查院長官評定員懲戒法案ト云フ、此方ノ質問、第一ニ第一條ノ第二デアリマス、第一條ノ第二ニ、「職務上ノ威嚴又ハ信用ヲ失スヘキ所爲アリタルトキ」トアリマス、是ハ本人等ガ法律上ノ實行トシテ解釋ヲ下シマスルノニ、威嚴ト信用ト云フコトハ分割セシメズ、即チ威嚴ヲ失フノ所爲ハ信用ヲ失フノ結果ヲ生ズル、信用ヲ失フノ結果ハ自然威嚴ヲ失フノ結果ヲ來スノデアリマス、然ルニ「威嚴ゴザイマス、此九十一號ノ改正ナルモノハ、ドウ云フモノデアルカト云ヒマスレバ、會計檢查官ノ身分ニ關シテノ法律案デアリマス、然ルニ此法律ノ第一條ハ誠ニ不完全デアル、此不完全ヲ利器トシテ即チ渡邊會計檢查院長ガ正義ナル所ノ検査官ヲ不當ナ名ヲ附ケテ之ヲ退ケタノデゴザイマス、是ハ全ク第一條ノ不備ヲ利器トシテヤツタモノト、私ハ斷言スルヲ憚ラヌノデゴザイマス、其不備トハ何デアルカト云ヘバ、第一條ニ「會計檢查官身分若クハ精神ノ衰弱ニ依リ職務ヲ執ル能ハサルニ至リタルトキハ之ヲ退官ヲ命スルコトヲ得」トスウアルニ附イテ、彼ノ會計檢查院中ノ正義ナル人ヲ名ケテ精神衰弱ト云フコトヲ名トシテ退官セシメタノデゴザイマス、然ルニ其實際ニ至ツテ

○鰐島相政君(二百六十八番) 会計檢查院長官評定員懲戒法案デアリマスカ

○鰐島相政君(百九十六番) 第一條ノ第二項

○工藤行幹君(二百六十八番) 法案ハドレデ:::

○工藤行幹君(二百六十八番) 会計檢查院長官評定員懲戒法案デアリマスカ

○副議長(元田肇君) 是モ諸君ニ御諳リ致シマスガ、議事日程ハ第四ダケ得アルガ關聯シテ居ルカラ、イツソモウ凡テ工藤君ニ御尋ニナリタイト云フ方

ハ第四、第五、第六ニ就イテ質問ヲ許シタ方ガ宜カラウト思ヒマスガ、如何  
デスカ

〔賛成タキノ聲起ル〕

○鯨島相政君(百九十六番) 御分リニナリマシタカ

○工藤行幹君(二百六十八番) 宜シイ

○鯨島相政君(百九十六番) ワレカラ第三條ハ正面カラ解釋スレバ、懲戒ヲ

適用スベキヤ否ヤハ、所犯ノ輕重ニ從ヒ懲戒裁判所之ヲ定ムルトアル、第一條第一項ノ犯罪ガアツテモ、第二條ノ懲戒ヲ適用スルカ、無罪ニスルカト

云フコトハ、懲戒裁判所之ヲ定ムルト云フコトニナツテ居ル、サリナガラ是ハ提出者ノ何カ文字ノ落チデモナイカト思ヒマスガ、此第三條ハ前條何レノ

懲罰ヲ適用スベキト言ヘバ、即チ犯罪ガアツテ譴責ニ處スルカ、減俸ニ處スルカ、免職ニ處スルカト云フコトハ、懲戒裁判所ニ任ズト云フコトニナリマスガ、此三條ノ文面デハ如何ニ曲解シテモサウハナラナイ、是ハ如何ナル御意デ御定メニナツタノデアリマスカ、是ガ第二ワレカラ第三ノ質問ハ、唯今ノ第三條ノ末項デアル、「懲戒裁判所ハ第一審ヲ以テ終審トス」ト、斯ウナツテ居ル、是ハ全體ノ意ハ大審院デ懲戒裁判所ハ開クトナツテ居リマスカラ、第一審デ終審トナルノデゴザイマセウガ、本員等ノ考デハ、隨分事實ノ間違カラ過誤ノ裁判ヲ下シ、或ハ法律ヲ不法ニ適用スルト云フヤウナコトハ多々日本ノ司法部内ニハアルヤウニ考ヘテ居ル、然ルニ懲戒裁判ニ限リテ、唯第一審ヲ以テ終結シテ上訴ノ門ヲ開イテナイ、無罪ニナル者ヲ有罪ニ處シテモ、有罪ニナル者ヲ無罪ニ處シテモ、之ヲ上訴スルコトガ出來ナイト定メタ、其理由ハ如何、第四デゴザイマス、此第六條ノ懲戒裁判所ノ組織ヲ見マスルニ、最モ必要ナル書記ヲ置イテナイ、書記ト云フモノハナケレバ、裁判所ノ構成ハ成立タヌ苦デアリマスガ、書記ガナイトスレバ、辯論ノ調書モ裁判長ガ作リ、判決ノ正本謄本原本モ皆裁判長ガ作リ、又之ヲ送達スル手續モ裁判長ガスルノテアリマスガ、ソレカラ第五デゴザイマス、第十四條ノ第二項ノ末文ニ被告人ニ最終ノ發言ヲ許スベント云フコトガアル、然ルニ此法案人ト相對シテ居ルカラ、被告人ノ利益ノタメニ、最終ノ發言ヲ許スコトニナツテ居ル、然ルニ此法案ニハ原告官ハナイ、被告人ノミテ最終ト云フコトハナイ苦デアル、始終被告人ガ饒舌ヲテ居ル、是ハ如何ナル譯デ、斯ウ云フ原告訴状ヲ書ウ云フ譯デアルカ、普通ノ刑事裁判ニハ、檢事ト云フ原告官ガアツテ、被告人ト相對シテ居ルカラ、被告人ノ利益ノタメニ、最終ノ發言ヲ許スコトニナツテ居ル、然ルニ此法案ニハ原告官ハナイ、被告人ノミテ最終ト云フコトハナイ苦デアル、始終被告人ガ饒舌ヲテ居ル、是ハ如何ナル譯デ、斯ウ云フ原告訴状ヲ書ウ云フ譯デアルカ、普通ノ刑事裁判ニハ、檢事ト云フ原告官ガアツテ、被告人ト相對シテ居ルカラ、被告人ノ利益ノタメニ、最終ノ發言ヲ許スコトニナツテ居ル、然ルニ之ニ時效ノ規定ヲ設ケナイ、三十年四十年職ニ就イテ居ルモノガアラウト思フ、ソレヲ何十一年經テ發覺シテモ處分スルト云フノデアルカ、之ガ最終ノ質問デス、以上

ノ質問ヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒマス、尙ホ一言附言シテ置キマスガ、本員モ斯ウ云フモノガ必要ト云フコトハ思フテ居リマスガ、餘リ分ラナイカラ伺ヒマス

○工藤行幹君(二百六十八番) 大變入組ンダ質問デ、私モ法文杯ニハ文章ガ拙イヤツデアルカラ、逐條ノ御討論ガアルナラバ、後トテ御修正ハ如何デゴザイマスカ、尙ホ強テ自分ノ心得ヲ申セト云ハル、コトナラ申シマスガ、時

間モ取ルコトニアリマスカラ、委員會ナリテ後トデヤツテハ如何デスラ、伺ロタイト思フテ……

○工藤行幹君(二百六十八番) 多少アリマヌガ、餘り長ウアリマスカラ、後トデ述ベルトシテハ如何デスカ……

○副議長(元田筆君) 別ニ御質問モゴザイマセヌカ

○龍野周一郎君(百四十一番) 唯今工藤君ノ御演説ニ對シテ百九十六番ガ誠ニ必要ナル質問ヲ爲サレマシタ、私共モ本案ヲ議スルニ附イテ、此質問ハ是非トモ答辯ヲ聞キタイト希望シテ居ル、而シテ百八十六番ガ本會ニ於テ質問ヲサレタ以上ハ、此質問ハ本會ノ共有ノ質問ト申シテ宜イ、然ルニ、工藤君ト百九十六番ト示談ヲシテ答辯ラシナイヤウニスルハ、甚ダ面白クナイト思ヒマスカラ、本員ハ更ニ本會ニ於テ百九十六番ヨリノ質問ニ對シテ明ナル答辯アランコトヲ希望致シマス

(此時「ヤリ給へ、ヤリ給へ」と呼フ者アリ)

〔工藤行幹君演壇ニ登ル〕

○工藤行幹君(二百六十八番) 第一ニ第一條ノ第二ニ威嚴又ハ信用ヲ失フト云フノガアリマス、是ハ讀デ字ノ如ク威嚴又ハ信用ヲ失フタト云フコトデゴザイマス、外ニ意味ハナイノデアリマス、ソレカラ第二ハ字ガ落チテ居ラムトカ云フコトデスガ、ドウ云フノアス

○鯨島相政君(百九十六番) 第三條ニ前條ノ懲罰ヲ適用スベキヤ否ヤハ、所犯ノ輕重ニ從ヒ懲戒裁判所之ヲ定ムベシトアリマス、ソコデ第一條ノ第一二ノ犯罪ガアツテモ、第二條ノ三ツノ刑罰ヲ施スハ所犯ノ輕重ニ依テ定ムト云フコトニナル、アナタノ御考ハ第一條ノ第一第二ノ犯罪ガアツタ場合ニ龍責ニ處スルトカ、減俸ニ處スルトカ、免職ニ處スルトカ云フコトハ、裁判所ガ輕重ニ依テ定ムト云フ考デアルカ、ドウカト云フコト……

○工藤行幹君(二百六十八番) 勿論サウデアリマス、龍責ニスルカ、又ハ減俸ニスルカ、免職ニスルカハ、裁判所ガ定ムルノデアリマス、ソコデ「何レ」ノ字ガ漏レテ居リハセスカト云フナラ、宜シク御修正ナサイ、ソレカラ懲戒裁判所ハ、第一審ヲ以テ終審トシメノハ、此裁判所ハ大審院長大審院ノ判事行政裁判所ノ評定官會計検査院ノ評定官ト云フ立派ナ人ヲ以テヤルノデアリマスカラ、差支ナイト云フ積リテアリマス、ソレデ間違ガアレバ已ムヲ得ナ

イト云フ考デス、ソレカラ餘り長イヨノアスカラ忘レマシタガ、何デシタカ  
○鯨島相政君(二百九十六番) 第六條ニ憲戒裁判所ノ組織ヲ書イテアル、之ニ  
書記ガ置イテナリ、裁判所ノ構成ニハ書記ガ必ズ必要アル、書記ガナケレバ  
裁判長ガ辯論ノ調書モ作ラナケレバナラス、判決ノ正本、原本、原本ト云フ  
モノモ作ラナケレバナラス、サウナルノアリマスカ、ドウカト云フコト……

○工藤行幹君(二百六十八番) 是ハ裁判所ノ事ハ不案内テ落チテ居タカセ  
知レマセヌガ、自分ノ考ハ大審院長トカ大審院ノ判事トカ云フセノアリマ  
スカラ、書記ト云フ名目ヲ附ケテ置カヌデモ、大審院長ガ自ラ書クトモ、書記  
ニ書カセヤウト、ソコヘドウデモヤルト思ヒマシタカラ、斯ウシテ置イタノデ  
ス、併シ御修正ガアレベ、ドウカ願ヒマス、其次ハ忘レマシタ、モウ一度……

○鯨島相政君(百九十六番) 次ハ被告人ニ最終ノ發言ヲ許スト云フコトデア  
ルガ、其コト……

○工藤行幹君(二百六十八番) 分リマシタ、是ハ前ノ七條ニ在ル通、評定官  
二名連署シテ檢事總長ニ申告スル、檢事總長ハ之ヲ申立テ、此裁判所ヲ開ク  
ノデゴザイマスカラ、矢張被告人トシテ、サウンテ最終ノ申立ヲ爲サシムル  
ト云フコトニシテ差支ナカラウト思ヒマス、併シ御差支ガアルト云フナラバ、  
是モ前同様皆様御修正ナサルガ宜イ——宜ウゴザイマスカ

○丸山嵯峨一郎君(二百七十一番) チヨット質問致シテ置キマスガ、大體ニ  
於テハ大イニ宣イコトニアリマスガ、此中ニ衆議院カラ三名ノ議員ヲ選出シ  
テ、評定官ニスルト云フコトガアル、此評定官ニ任せラレタ間ハ、衆議院議  
員デ評定官アルノデスカ

○工藤行幹君(二百六十八番) 勿論議員カラ兼ネテ居ル積リデアリマス  
○副議長(元田肇君) 大抵質問モ要領ヲ得メラウト思ヒマス、先刻工藤君ヨ  
リ委員ニ付スルヤウニト云フコトヲ言ハレタヤウデスカラ……

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) フレテハ工藤サン——明ニ……

○工藤行幹君(二百六十八番) 此三案ヲ併セテ九名ノ委員ニ付託シタイト云  
フノアリマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 讀題トシテアルノハ第四タケデ……

○工藤行幹君(二百六十八番) 先刻説明スルトキ、讀長ニ御断リスルニハ、

左様御断リヲシマシタガ、演壇ニ登テ希望ヲ述べタ所ハ、第四、第五、第六

ハ關聯シテ居リマスカラ、之ヲ同一ノ委員ニ付託シタイ、故ニ之ヲ九名ノ委  
員ニ付託シタイト云フ希望ヲ述べタノデゴザイマス

○副議長(元田肇君) 委員ハ九名デスカ

○工藤行幹君(二百六十八番) 九名デス  
○副議長(元田肇君) 斯ウ決ヲ採ラウト考ヘマス、先ツ第四ニ附イテ決シマ  
ス、第四ノ案ヲ讀長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリ  
マセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) 次ニ第五ノ讀事日程ニ移ルノアリマスガ、既ニ質問  
等モ了シテ居リマスカラレテ、直ニニ決シマス

○工藤行幹君(二百六十八番) 九名デス  
○副議長(元田肇君) 次ニ第五ノ讀事日程ニ移ルノアリマスガ、既ニ質問  
等モ了シテ居リマスカラレテ、直ニニ決シマス

○副議長(元田肇君) 次ニ第五ノ讀事日程ニ移ルノアリマスガ、既ニ質問  
等モ了シテ居リマスカラレテ、直ニニ決シマス

第五章 會計檢查院長官評定官憲戒法案(工藤行幹君)  
第一讀會

會計檢查院長官評定官憲戒法

第一章 總則

第一條 會計檢查院長官評定官ノ憲戒ハ左ノ場合ニ於テ臨時憲戒裁判所ノ  
裁判ヲ以テスヘン

第一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

第二 官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第二條 懲罰ハ左ノ如シ

第一 龍責

第二 減俸

第三 免職

第三條 前條ノ懲罰ヲ適用スヘキヤ否ハ所犯ノ輕重ニ從ヒ憲戒裁判所之ヲ  
定ムヘン

憲戒裁判所ハ懲罰ノ適用ヲ定ムルニ當リ平生ノ行狀ヲ斟酌スルコトヲ得

第四條 減俸ハ一月以上一年以下年俸月割三分ノ一以内ヲ減ス

第五條 免職ノ言渡ヲ受ケタル者ハ現任ノ官ヲ失ヒ及恩給ヲ受クルノ權ヲ  
失フ

## 第二章 憲戒裁判所

第六條 憲戒裁判所ハ大審院ニ置キ左ノ職員ヲ以テ組織シ大審院長ヲ以テ  
裁判長トス

大審院長

大審院判事

行政裁判所評定官

會計檢查院評定官

二員

第七條 懲戒裁判所へ検事總長ノ申告ニ依リ内閣總理大臣ニ於テ其ノ裁判

長及裁判官ヲ任命シ之ヲ構成ス

懲戒ハ會計検査院長官若ハ評定官三名以上ノ連署アルトキハ之ヲ檢事總

長ニ告訴スルコトヲ得

第八條 懲戒裁判官ノ忌避回避ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第九條 懲戒裁判所ハ事件結了每ニ之ヲ解ク

第三章 裁判手續

第十條 懲戒裁判開始及其ノ判決ハ懲戒裁判官合議ニ於テ過半數ヲ以テ之ヲ決定ス

第十一條 開始ノ決定ハ懲戒スヘキ所爲及證據ヲ開示シ裁判長ヨリ被告ニ送達スヘン

第十二條 懲戒裁判長ハ口頭辯論ノ期日ヲ定メ被告人ヲ呼出スヘシ

第十三條 辯論ハ之ヲ公行セス

第十四條 口頭辯論ハ開始決定ノ朗讀ニ始マルモノトス

裁判長ハ先ツ被告ヲ審訊シ次テ證據調ヲ爲シ被告ヲシテ證據ノ結果ニ付

辯論ヲ爲サシメ被告人ニ最終ノ發言ヲ許スヘシ

第十五條 被告人ハ他人ヲシテ辯護センメ又ハ代理人ヲ用井ルコトヲ得

第十六條 懲戒裁判長ハ事件ノ辯論既ニ十分ナリトストキハ之ヲ終結シ評議決定スヘシ

第十七條 評議決定ノ上ハ主文及其ノ理由顛末ヲ書記シ之ヲ被告人ニ言渡

シ同時ニ内閣總理大臣ニ之ヲ報告スヘシ

但減俸ノ懲罰ヲ言渡シタル場合ニ於テハ會計検査院ニモ通知スヘシ

第十八條 懲戒スヘキ所爲ハ本法實施前ニ關スルモノト雖モ本法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

〔委員付託〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(元田肇君) 次ニ第六ノ日程ニ移リマス

第六 明治二十九年法律第九十一號中改正法律案 第一讀會

(工藤行幹君外二名提出)

明治二十九年法律第九十一號中改正法律案

明治二十九年法律第九十一號中改正正ス

第一條 會計検査官身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハス九十

日ヲ踰ヘ尙治癒ノ徵候ヲ見ナルニ至リタルトキハ之ニ退官ヲ命スルコトヲ得

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(元田肇君) 然ラバ第四第五第六ノ三案ハ、工藤君ノ說ノ如ク議長

ヨリ九名ノ委員ヲ指名シテ共ニ付託スルコトニ決シマス、次ニ第七登録稅法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、齊藤良輔君

第七 登錄稅法中改正法律案(齊藤良輔)  
君外十名提出 第一讀會ノ續(委員長)

〔齊藤良輔君演壇ニ登ル〕

○齊藤良輔君(二百四番) 本案ハ去ル二十六日ニ委員會ヲ開キマシテ、其委員長理事ハ、一昨日議長ヨリ報告ニオタ通ニ定マリマシタ、而シテ二十六日ニハ政府委員モ出席致シマシテ、十分ノ審議ヲ致シタ末、御報告致シタ通ニ可決致シマシタコトデゴザイマス、其可決致シタル所ノ趣意ヲ聊カ述ベマスガ、第五條「第二項」トアルヲ「第一項」ト致シマシタ、是ハ理由ノアル譯ニアリマセヌ、全ク第一項ナノデゴザイマス、其項ノ末ニ「及十號十一號」トアリマスルノヲ削リマシタ、之ヲ削リマシタノハ、即チ第三項目ニアリマス、

「十一號」ノ次ニ左ノ如ク追加ス「トゴザイマスノヲ抹殺シマシテ、「十號十一號」ヲ左ノ如ク改ム」斯ウ云フコトニ致シタノデゴザイマス、ソレ故ニ其次ノ項ニアル「十二」ト云フ所ガ「十」トナリマス、「十三」ト云フ所ガ「十一」トナリマス、次ニ十號ノ「地租條例第二十二條ノ地價ノ設定」トアリマスノヲ「修正」ト改メマシテゴザイマス、二十二條ノ全文ヲ讀ンデ見マスルト、地價ヲ定ムトゴザイマスルデ、即チ設定ト云フコトニ解釋ヲ致シテ居リマシタガ、全ク當局者ノ扱フ所ヲ調べテ見マスルト、修正ニナルノデゴザイマス、固ヨリ荒地ニナタモノガ舊ノ地價ニナレバ復舊トナリ、又地價ノ増減ト申シマスノ

ハ取りモ直サズ、修正トナルノデゴザイマスカラ、設定ヨリハ修正ノ字句ガ當テ居ルト云フ所カラ、斯様ニ致シマシタ、次ニ「第二項ヲ刪ル」ト云フノヲ抹殺致シマシタ、即チ現行法ノ通ニ致シマシタ、此現行法ノ法文ヲ讀ンデ見マスト、「本條中地價未設定ノ土地ハ近傍類地地價ノ比準ニ依ル」トゴザイマス、然ルニ實地ニ之ヲ適用スル所ヲ見マスルト、多ク鄰地ノ比較ヲ取テ、居リマシテ、如何ナル惡地ニアテモ、鄰地ガ上地ニナタテ居ルト、皆此マスルト云フ、類地ト云フコトガ骨子トナタテ居ル、鄰地ガ上地ニナタテ居ルト、近傍ガ惡地ナレバ、

惡地ノ比較ニ依ラテ地價ヲ定メテ居ル、斯様ナコトデハイカスト「云フコトカラ、之ヲ削除スルト云フコトデゴザイマシタ、然ルニ當局者ト能ク論ジテ見マスルト云フ、類地ト云フコトガ骨子トナタテ居ル、鄰地ガ上地ニナタテ居ルト、皆此マスルト云フ、類地ト云フコトガ骨子トナタテ居ル、鄰地ガ上地ニナタテ居ルト、近傍ガ惡地ナレバ、成ル程段々玩味シテ見ルト、サウ云フコトモゴザイマセウニ依テ、存立シタ方ガ宜カラウト云フコトニ決シマシタノデゴザイマス、次ニ附則ヲ加ヘテアリマシタヲ抹殺致シマシタ、其故ハドウ云フ譯カト申マスト、此納稅ナルモ

ノハ直稅デナク間稅ヨリ成立ツテ居ル印紙稅デゴザイマス、ソレヲ返スト云  
ブコトハ、容易ナラヌ手段デゴザイマス、例ヘバ三万圓ダケ返スニハ、三万  
圓ノ金ヲ費スト云フ傾キガゴザイマスノデ、到底是ハムヅカシイコトデアル、  
尤モ納メタモノデアルカラ、今後改正スレバ、是マデノ所ハ餘儀ナイ、ソレ  
故ニ之ヲナク致シマシタ、又之ヲナクシマシテモ此修正ノ通リニ致シマスレ  
バ、聊カ憂フル所ハゴザイマセヌ、ソレカラ九號ガ千分ノ一トナリマスト、  
地價ノ復舊モ千分ノ一トナリ、地租條例二十二條ノ地價ノ修正モ千分ノ一ト  
ナリマスト、此憂ハ殘ラズ省ケテ、誠ニ完全ナモノニナルト信ジマス、全會  
一致ヲ以テ、此通り修正可決致シマシタ、此段報告致シマス

○副議長(元田肇君) 別段ニ御論ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ決ヲ採リマス、本案ノ一讀會ヲ開クニ同意ノ  
諸君起立ヲ請セス

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長(元田肇君) 御起立アリマセヌケレドモ、異議ナシト云フ聲ガ滿場  
ノ御一致ノヤウニ聞エマスカラ、二讀會ヲ開クコトニ決シマス

〔「讀會省略」ト呼フ者アリ「賛成々々」ノ聲起ル〕

○副議長(元田肇君) ソレデハ、讀會省略シテ直チニ確定議ヲ致シマス  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

### 登録稅法中改正法律案 確定議

○副議長(元田肇君) 委員會ノ報告ニ就イテ先づ決ヲ採ラケレバ差支ヘル  
ヤウニ思ヒマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長(元田肇君) 委員長ノ報告通ニ確定シテ異議ナキモノト認メマス  
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長(元田肇君) 然ラバ委員長ノ報告通リ確定致シマス、次ハ第八製鹽調查ニ關スル建議案、朗讀ハ省キマス

### 第八 製鹽業調査ニ關スル建議案(田邊爲三郎君外四名提出)

〔橋本久太郎君演壇ニ登ル〕

○橋本久太郎君(二百十一番) 私ハ、此製鹽業調査ニ關スル建議案ヲ提出シ  
テ居リマスル一人デゴザイマスルカラ、此理由ヲ簡單ニ述ベマセウト思ヒマ  
ス、尤モ此理由ハ大抵此建議書デ盡セテ居ル心得デゴザリマスルノミナラズ、  
尙ホ其足ラザル所ハ、理由書ニ於テ十分盡シテ居ルコトデゴザイマスガ、併ナ  
ガラ、此事ハ始テ本會ニ顯レタモノデゴザイマスルガ故ニ、尙ホ念ノタメニ  
一言致シマスルガ、抑、諸君御承知ノ如ク、此鹽ナルモノハ、人間一日モ生

活上缺クベカラザル必要品デアルノミナラズ、又農工業必需ノ物品デゴザ  
イマスル、サレハ人間ガ増加スルト共ニ、又人間ノ生活ノ度ガ進ムト共ニ、  
及農工商ガ發達スルト共ニ、此鹽ヲ需用スル所ノ區域ガ擴ガテ來マシテ、是  
ヲ十分供給スルコトヲシマセネバナリマセヌ必要ガ生ジテ來マスルコトハ、  
是亦喋々ノ辯ヲ要シマセヌ、幸ニ本邦ハ此鹽ヲ產出シマスル所ガ一府三十三  
縣ゴザリマスルコトデ、鹽田ノ數ハ七千餘町歩ゴザイマシテ、其產額ガ凡ソ  
一箇年ニ七百万カラ一千万位モ產出ヲ致シマスル、而シテ鹽戶ハ七万户ゴザ  
イマシテ、鹽業人ハ二十万カラゴザイマス、而シテ此鹽ヲ產出シマスル土地  
ハ、内國ハ此通りデゴザイマスルガ、諸君御承知ノ通り、新領土ノ臺灣デゴ  
ザイマスル、此臺灣ニ於テハ、所謂天日製ト申ス即チ日ト風トニ依テ鹽ガ  
出來ル、至シテ生產費ノ要ラナイ良イ鹽ガ出來ルデゴザイマスガ、是ガ新領  
土トナラテ居リマス、而シテ内地ニ於テハ前申シマシタ外ニ、マダ一千町步  
位ノ產出スベキ見込ノアル土地ガゴザイマス、中ニ臺灣ニ於テハ、二千町步  
位ノマダ產出出來ヤウト思フ見込ノ土地ガゴザイマス、テ、試ニ此唯今ゴザイ  
マスル鹽田竝ニ唯今申上ゲル如キ見込ノアル即チ鹽地ヲ十分ニ開キマレ  
テ、且又其鹽ヲ改良シ、製產費ヲ廉クシマシタナラバ、内地ガ是カラ十分人口  
ガ増シ、農工業ガ發達シ、及ビ生活ノ度ガ進ミマシテモ、是ニ供給スルニ餘  
リアルノミナラズ、尙ホ進シテ外國ニマデモ輸出スルコトガ出來ルト云フ位  
有望ナモノデゴザイマスル、然ルニ近時ノ現況ハ此鹽ニ對シテドウデゴザイ  
マセウカト思ヒマスルト、近時ニ於キマシテハ、甚ダ憂フベキコトガ顯レテ居  
リマス、ソレハ外ノコトデハゴザリマセヌケレドモ、即チ外國カラ輸入スル所  
ノ有様ガ顯レテ居リマスル、明治十六七年頃ニ輸入スル鹽ニ對シテ外國ニ  
拂フ金ガ、百圓カラシテ、凡ソ七百圓内外ノ金デゴザリマシタガ、二十五年  
ニ至ルト、此金額ガ二千二百十三圓、二十六年ニハ三千四百三圓、二十七年  
ニハ四千九百二圓ト云フ金ニナラテ居リマス、而シテ二十八年ニハ三千二百  
四十二圓、二十九年ニハ五万六千五百五十三圓ト云フ高額ナ金ヲ外國ヘ拂フコ  
トニナラテ居リマシタ所ヘ、即チ昨三十年度ニ於キマスルト云フト、頓ニ上ラテ  
十一万四千八百二十四圓ト云フ金ヲ外國ニ拂ハヌナラヌ位ノ有様ニ陷リマレ  
タ、是ヘ抑、何デゴザイマスカト申シマスレバ、即チ二十九年ノ秋カラ冬ニ掛  
ケマシテ、大變此鹽ガ昂リマシタ結果、頓ニ輸入ヲ増スコト、ナラテ來マシテ、前ニハ外國ノ  
鹽ヲ使フ所ノ區域ガ、或ハ西洋料理其他藥品ニ用ヒ、化學用ニ使フ位ナ少額  
ナモノデゴザイマシタ所ガ、唯今申シマシタ如ク、鹽ガ高イノト、ソレカラ  
内地ノ產出ガ少イタメニ必要ニ鈎ラレテ輸入シタ所ガ、大變都合ガ宜シイノ  
デ、其以後續々ト此輸入ガ増スノ有様ニ陥ラテ來マシタガ、甚ダ是ハ國家經

ノ建議致シマシタ趣意ハ、此通り外國カラ輸入スルト云フノハ、畢竟スル所  
價ガ貴イバカリテヘナクレテ、我日本ノ鹽ノ品質ガ惡ルイト云フコトガ、餘  
程外國品ノ輸入ヲ招ク基ニナフテ來マシタ、抑、諸君御承知ノ如ク、我日本ノ鹽  
ナルモノハ、多クハ古來ノ習慣故俗ニ依クテ大概產出シテ居マス、故ニ製產  
費ハ非常ニ高クナツテ來マスルガ、生産費ガ高クナツテ來ルト共ニ、價ガ  
高イ、價ガ高フテ而シテ品物ガ惡ルイト來マス、故ニ此儘ニ打拋<sup>シテ</sup>置イ  
タナラバ、實ニ斯ノ如キ即チ一府三十三縣ニ瓦ツテ居ル所ノ此區域ノ廣キ、  
而モ七千町歩カラアル鹽田アルニ、唯今申上グタヤウナ有様テ拋<sup>シテ</sup>置イ  
タナラバ、實ニ國家經濟上由々シキ事ニナルノミナラズ、此鹽民ノ不幸ハ測  
ラレヌ有様ニ陷ラウト思ヒマス、殊ニ諸君御承知ノ如ク、他ノモノト違<sup>シテ</sup>、  
此鹽田ヲ實ニ外鹽ノタメニ壓倒セラレテ、潰シテ仕舞ハネバナラヌヤウナコ  
トニナ・タナラバ、他ニ此鹽田ナルモノハ用ヒ處ノナイモノデゴザリマスル  
カラ、實ニ此位多數ナ鹽田ヲ一時ニ荒廢ニ付シテ仕舞<sup>フ</sup>タナラバ、鹽民ハ糊口  
ニ苦マヌナラヌト云フ有様ニ陷ルコトハ、見エテ居リマスル、故ニ此鹽ノ  
品質ヲ改良スルコト、生産費ヲ廉クスルト云フコトノタメニハ、一ツ茲デ諸  
君心配ヲシナケレバナリマセヌガ、即チ其心配ヲ致シマスルニ附キ  
マシテモ、先づ此鹽業調査所ト云フモノヲ置キマシテ、其中ニ或ハ  
民間ノ鹽田ヲ多年耕シテ居ル者、又鹽田ヲ持<sup>フ</sup>テ其業ニ當<sup>ス</sup>テ居ル者トヲ召  
集シマシテ鹽業會ヲ開キマシテ、ソレ等ノ意見ヲ聽クナリ、又内地ノ生產  
方ニ於テモ餘程講究モシ、改良モシ、臺灣ノ鹽等モ調査シ、又ソレカラ發明  
スル所ノ改良法モ出來ルカモ知レマセヌガ、免ニ角十分ニ是ヲ調査シ、是ヲ  
改良シテ、一ハ外國カラ輸入スルノ道ヲ防ギノミナラズ是カラ外國ヘデモ  
輸出スル位ノコトニ致シタイト思ヒマスル、唯今申上グマスル通デゴザリマ  
スルガ、此外國ヘ輸出スル所ノ道ガナイカアルカト言ヘバ、隨分是モアルノデ  
ゴザリマスル、諸君、御承知デモゴザイマセウガ、明治二十七年ニハ輸出モ  
ゴザイマシタガ、此輸出ノ金額ガ二十七年ハ五万圓デゴザイマシタ、二十八  
年ニハ八万圓輸出ヲシマシタ、二十九年ニハ十三万圓輸出ヲシマシタ、三十  
年ニハ二十万輸出シマシタガ、是ハ專ラ露領ノ浦潮斯德其他朝鮮等ノ地方ニ  
向ケテ輸出シマシタガ、此内地ノ即チ製造費ヲ十分廉クシテ鹽價ヲ廉クシ、  
オマケニ品料ヲ貞ク致シマスレバ、或ハ印度地方濠洲地方ヘモ輸出スルコト  
ノ途ガ開ケルカト、私共ハ思ヒマスルカラ、ソレデ今日ニ於テハ、單ニ輸出  
ヲ防クノミナラズ、内國ノ需用ヲ充ス<sup>ト</sup>共ニ、外國ニ輸出スル位ノコトニ  
致レタイト思ヒマスルガ故ニ、此建議案ヲ出シマシタノデゴザイマス、承ヘ  
リマスルト、昨日ハ貴族院ニ於キマシテモ、此建議案ガ提出サレタサウデア

レ下サルノミナラズ、直チニ可決シテ政府ヘ提出スルヤウナ運ビニ付ケタイ  
ト切望ノ至リニ堪ヘマセヌ次第デゴザイマスルカラ、ドウゾ願ハクハ諸君ニ  
於テハ即チ國家經濟ノタメ、鹽業民ノタメニ、偏ニ御贊成アランコトヲ切望  
ニ堪ヘマセヌ

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○萩原正夫君(二百九十七番) 提出者ノ御熱心ナル御演説モゴザイマシタ  
ガ、是ハ一應審査ヲ致シタク存シマス、故ニ議長指名ノ特別委員九名ニ付託  
セラレンコトヲ願ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(元田肇君) 御贊成ガゴザイマスカラ決<sup>ス</sup>採<sup>ス</sup>リマス、議長指名ノ特  
別委員九名ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ  
ニ付託スルコトニ決シマス、次ニ代議士選舉ニ關スル心得方ヲ小學校教科書  
ニ編入スルノ建議案二百九十六番

### 第九 代議士選舉ニ關スル心得方ヲ小學校教科書ニ編入スルノ建議案

代議士選舉ニ關スル心得方ヲ小學校教科書ニ編入スルノ建議案

立憲政體ノ完美ヲ計ルハ今日ノ急務ニ屬ス而シテ選舉場裏ノ惡弊ヲ除却ス  
ルハ立憲政體ヲ完美ニスル所以ナリ選舉場裏ノ惡弊ハ千差萬別ナレトモ之  
ヲ大別スレハ法律ノ不完全ニ基因スルモノト人民智德ノ缺乏ニ基因スルモ  
ノトノ二種ニ外ナラズ法律ノ不完全ニ基因スル惡弊ハ選舉法ノ改正ニ依リ  
矯正スルヲ得ヘシト雖モ智德ノ缺乏ニ基因スル惡弊ハ教育ノ力ヲ以テ漸次  
之ヲ矯正スルノ外ナシ單ニ選舉法改正ノ一事ニ依頼シ以テ選舉ノ惡弊ヲ除  
却シ憲政ノ完美ヲ期シ得ヘシト信スルハ皮相ノ見解タルヲ免レス  
選舉ニ關スル惡弊中其害毒ノ最モ甚シキヲ賄賂<sup>ト</sup>ス而シテ賄賂ハ巧妙ノ手  
段ニ依リテ隱微ノ間ニ行ハルヘキモノナレハ之ヲ杜絶スルハ到底法律ノ企  
及スル所ニアラズ特ニ教育ノ力ニ賴リテ人心ノ根底ヨリ之ヲ矯正スルヲ要

故ニ政府ニ於テ速ニ代議士選舉ノ心得方ヲ小學校教科書ニ編入スル爲メ適當  
ノ措置ヲ施サレシコトヲ望ム  
右建議候也

(利光鶴松君演壇ニ登ル)

レバ、奇妙ニモ見エマスル、ソレカラ何デモナイト申シマスルト、何デモナイヤウニモ見エマスルガ、併ナガラ私ハ此問題ハ決シテ小サナ問題デハナ、我國ノ立憲政體ヲ完美ニスルト云フ上ニ於キマシテハ、最モ大切ナル問題デゴザイマシテ、即チ餘程重大ナル問題ト考ヘテ居リマス、今日立憲政體ノ完美ヲ計ラナケレバナラヌト云フコトハ、ドナタモ御異存ノナイコトデゴザイマス、サウ致シマシテ、立憲政體ノ完美ト云フコトハドウスレバ宜イカト申シマスルト云フト、諸リ立憲政體ヲ完美ニスルト云フコトニ付キマシテハ、此代議士選舉ト云フコトガ、最モ大切ナコトデゴザイマシテ、之ニ附帶致レマスル所ノ種々ノ弊害ヲ除イテ仕舞フト云フコトガ、最モ立憲政體ヲ完美ニスル所以ノ途デアラウト信ジテ居リマスル、ナゼカト申シマスルト、選舉者ノ智德ガ足リマセヌト、之ニ種々ノ弊害ガ起シテ參リマスル、サウ云フヤウナ不完全ノ選舉カラ出マシテハ、決シテ立派ナル代議士ト云フモノハ得レナイ、又代議士ガ良クナケレバ、立派ナ政府ノアル筈ガナインデアリマス、詰リ立憲政體ヲ完美ニスルト云フコトニ附キマシテハ、此選舉ヲシテ完全ニ行ハシムル、即チ此選舉ニ附帶シテ起ル所ノ種々ナル弊害ヲ去シテ仕舞フト云フコトガ、第一急要ナル次第デアラウト考ヘマスル、而シテ此選舉場裏ノ弊害ト云フモノハ、隨分皆様屢々御經驗デ手ヲ焼イタコトモゴザイマセウデゴザイマセウガ、隨分惡ルイ弊害カ色ニゴザイマス、併ナガラ其弊害ノ中ニ二ツアルノデアリマス、二ツハ此法律ノ不完全カラ參リマスル弊害デゴザイマス、今二ツハ人ノ頭カ惡ルイ——人ノ頭ガ惡ルイ、即チ選舉者ノ智德ガ欽乏シテ居ルト云フ所ニ起因ヲ致シテ居ル所ノ弊害デゴザイマス、斯ノ如クニ此選舉場裏ノ弊害ヲ區別シマスレバ、二ツデゴザイマシテ、其法律ニ起因致シテ居ル弊害、即チ法律ノ不完全カラ起シテ參リマスル所ノ弊害ハ、選舉場ヲ改正致シマスレバ、先ツは二依シテ幾分其弊ヲ救フコトが出來ルデアリマセウ、即チ今回選舉法ヲ提出セラレタノモ蓋シ其意ニ外ナラヌデアリマセウ、併ナガラ、諸君唯法律ヲ幾ラ改正ヲシテ見マシタ所ガ、此人間ノ頭ガ不完全即チ選舉者ノ頭ガ不完全デ、立憲的智德ガ缺乏致シテ居リマレタ時分ニハ、決シテ此立憲政體ヲ根抵カラ完美ニスルト云フコトハ望マレナイデアラウト思ヒマスル、ソレデ今日選舉者ノ智德ガ如何ニ不完全デアルカト云フコトモ又諸君ガ御實驗デアリマス、テ此選舉者ノ頭ノ惡ルイト云フコトカラ起シテ參リマスル弊害ヲ救フト云フコトハ、到底法律ノ力デハ往ケマセヌ、ナゼカト申シマスルト、法律ト云フモノハ大層強イヤウデアリマスガ、強イケレドモ亦極ク弱イモノデアリマス、法律ハ決シテ無學ノ者ヲ學者ニスルト云フ力モナケレバ、馬鹿ナ者ヲ利口ニスルト云フ力モ無イ、又不道德ナ者ヲ道徳家ニスルト云フ力モナイ、而シテ此馬鹿ナ者ヲ利口ニスル、或

ハ無學ノ者ヲ學者ニスル、不道德ノ者ヲ道徳家ニスルト云フ、總テ此等ノ勵ハ、法律ノ企及バザル所デアリマシテ、唯一ツノ教育ト云フモノ、力ニ依ラナケレバ、到底之ヲ望ムコトガ出來ナイノデアリマス、今日我國ノ此德育ノ方針ヲ見マスルノニ、總テ忠君——君ニハ忠義ヲシ、又親ニハ孝行ヲシロ、此忠孝ノ二字ヲ以テ修身教育ノ一本ノ柱ト致シテゴザイマシテ、凡テ此二ツノモノヲ以テ、德育ノ源ト致シテアリマス、元ヨリ是ハ結構ノコトデ、是非サウナケレバナリマセヌガ、苟モ立憲政體ノ世ノ中トナリマスレバ、單ニ此思孝ノ二ツノミ德育ノ本源ト致シテ、愛國ノ本義ト云フモノヲ之ヲ以テ德育ノ本源ト致サズニ打捨テ、置クト云フコトハ、決シテ宜シクナイノデ、私ハ忠ト孝トノ此外ニ人ニハ、必ズ愛國ノ觀念ヲ養成スルコトガ必要ト考ヘマス、殊ニ此憲法政治ヲ行ヒマシテ、人民一般ニ參政ノ權利ヲ行ヒマスル以上ハ、トウシテモ此觀念ヲ養成スルガ必要デアラウト思フ、サウ致シマシテ其方法ハドウ云フヤウニ致シタナラバ宜シイカト申シマスルト、之ヲ實際行フト云フコトハ、政府ノ指揮監督ノ下ニ置キマシテ、教育家ガ是ハ其實際ノ任ニ當ラナケレバナリマセヌ、故ニ私ハ今申上ダマシタ所ノ趣意ニ依リマシテ、政府ガ其指揮監督ノ下ニ於キマシテ相當ナル教育家ニ命シマシテ、サウシテ小學教科書其小學教科書モ程度ハ、ドノ邊デゴザイマスルカ、私ノ考デハ、先デ高等科ノ三年乃至四年ト云フ邊ニ以テ之ヲ編入シテモ宜イト思フノデア此建議ノ趣意カラ申シマスルト云フト、先ツ第一ニ私ハ防ガナケレバナラヌル、而シテ其編入スルニ付イテハ、今申上ダマスル通、其實行ノ手段ハ、政府及教育家ノ任デゴザイマス、又之ヲ任シテ任セル外ハゴザイマセヌガ、此トモ思シテ居ラヌヤウデアリマス、中ニハ一村ノ決議ヲ以テ、誰カラ幾ラ此ノハ、此賄賂ノコトデアリマス、今日ノ有様デ見マスルト、此選舉デ賄賂ヲ取ルト云フコトハ宜イコト、モ思シテハ居リマセヌガ、併シソレ程惡ルイコト、モ思シテ居ラヌヤウデアリマス、中ニハ一村ノ決議ヲ以テ、誰カラ幾ラ此村ニ金ヲ取シテ、サウシテ學校ノ新築ノ足シニシヤウナント云フ者モ隨分アルサウデゴザイマス、此等ハ罪ノ輕イノデアル、畢竟知識ノ足リナリ所カラ、賄賂ノ最モ惡事醜行ト云フコトヲ了解シナシ、タメニ、斯ノ如キ事ヲシテ恥デナイト云フ有様デアリマスカラ、斯ノ如キ知識ノ缺乏シテ居ル者ニハ、尤モ此賄賂ト云フモノハ、愛國ノ本義ニ背クモノデアリテ、賄賂ヲ取シテ、自分ノ意思ニ背ク人ニ投票スルナド、云フコトハ、實ニ憲政ヲ瀆シ愛國ノ本義ニ背クト云フ筋合ヲモ知ラシメ、サウシテ其他或ハ是ハ親類カラ頼マレタ、イヤ、是ハ取引先カラ頼マレタ、是ハ懸意ノ人ニ頼マレタナドト言ヒマシテ、現在此人ニ投票シタイト云フ意思ガアリナガラ、誰ニ頼マレタカラ仕方ガナイト云フヤウナ、クダラナイコトデ、此投票權ヲ任意ニ行ハヌト云フモノガ澤山アル、此等ハ實ニ馬鹿々々シイ話デアル、斯ノ如キコトヲ輕ク見マシテ、

誰ニテモ彼ニテモ唯無暗ニ投票ヲスルト云フコトハ、實ニ愛國ノ本義ニ背ク、其結果ハ實ニ立憲政體ノ消長ニ關スルヤウナ結果ニ相成ルト云フコトモ考ヘマセズニ、是等ハ皆知識ノ缺乏カラ參リマスノデゴザイマスルシ、中ニハ惡ルイト云フコトハ知リナガラ、ヤル人モアリマス、是等ハ德義ノ缺エデゴザイ

○副議長(元田肇君) 意見ナラ他ニ通告モアリマスカラ順番ニ依ツテ發言ヲ許シマス、唯今議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フ動議ガ出マシタ、賛成者モアツタヤウデゴザイマス、別段御異議モナケレバ、サウ致レマス

○副議長(元田肇君) ソレデハ委員付託ト云フコトニ致シマス

指ヘルト云フノテアリマスカ

○副議長(元田肇君) ソレハ今議長指名ノ九名ノ特別委員ニ付託スルト云フ  
決ヲ採テ齊ノダマス、本日ノ議事日程ハ星アリマケカラ、明後

日ノ議事日程ヲ報告シマス

讀事田程  
第八號 明治三十一年五月三十日(用翟田)

午後一時開議

第一讀會  
第一二 地租條例中改正法律案(政府提出)  
第二 右議案ノ審查ヲ付託ス、  
特別委員ノ選舉

第三 宅地組換法案(政府提出)

第五節 所得稅法改正法律案（政府提出）  
第六右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

## 第七 明治二十九年法律第二十八號酒造稅法中改正法 律案(政府提出)

## 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

明治二十九年法律第二十九號自家用酒稅法廢止  
法律案(政府提出)

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
明治二十六年法律第一乙號西清吉著述

第十一 正法律案（政府提出）

第十二 在議案ノ審査未付託又ヘキ特別委員ノ選舉  
第一三 明治二十九年法律第三十號混成酒稅法中改正

### 第十三 法律案(政府提出)

## 第十五 沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案(政府提出)

第十六 在議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
第一回 構國及韓國ニ於テ製造スル日本酒類輸入海關

第十八　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
（附賄誂ニ關する法律案（政府提出）

スル心得方ヲ小學教科書ニ編入スルノ建議案

第十九 鐵道公債、事業公債及北海道鐵道公債ヲ外國ニ  
於テ募集スル場合ニ關スル法律案(政府提出)

第二十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十一 印紙稅法案(政府提出)

第二十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十三 不動產登記法案(政府提出)  
(族院送付)

第一讀會

第一讀會

第二十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十五 明治二十九年度豫備金支出ノ件(政府提出承諾)  
(求ムル件)

(委員長)

第二十六 明治二十九年度一於テ國庫剩餘金ヲ以テ豫算  
外支出ノ件(政府提出承諾)  
(求ムル件)

(委員長)

第二十七 明治二十九年度特別會計豫備金支出ノ件(政府  
提出承諾)  
(求ムル件)

(委員長)

第二十八 明治二十九年度特別會計歲入及資金ヲ以テ豫  
算超過支出ノ件(政府提出承諾)  
(求ムル件)

第一讀會ノ續  
(委員長)

(委員長)

第二十九 明治三十年法律第三十九號中追  
加法律案(齊藤良輔君外三名提出)

午後三時三十分散會

○副議長(元田肇君) 是デ散會致シマス